

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所第3号機、高浜発電所第1、2、3、4号機及び大飯発電所第3、4号機の設計及び工事計画（変更）認可申請並びに美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策））【5】」

2. 日 時 : 令和5年4月28日（金） 13時30分～16時30分

3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 :

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、北嶋推進官、星野室長補佐、高橋係長

関西電力株式会社 :

原子力事業本部 原子力保全担当部長 他17名（17名のうち、7名はTV会議システムにより出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 :

- ・ 資料－1 美浜発電所3号機 高浜発電所第1, 2, 3, 4号機 大飯発電所3, 4号機 火災防護対象ケーブルの系統分離対策に係る設計及び工事計画（変更）認可申請 補足説明資料（抜粋）
- ・ 資料－2 美浜発電所3号機 高浜発電所第1, 2, 3, 4号機 大飯発電所3, 4号機 火災防護対象ケーブルの系統分離対策に係る保安規定変更認可申請 補足説明資料
- ・ 資料－3 コメント管理表 美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機、大飯3, 4号機 火災対策防護ケーブルの系統分離対策 設工認・保安規定

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから関西電力の美浜高浜大飯発電所に係る火災防護対象ケーブルの系統分離対策に係る設計及び工事の計画あと保安規定、
0:00:13	の申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:18	それでは今日は資料 123、前回の審査会、前回までの審査会后、
0:00:24	他のコメントを踏まえた審査資料の反映が出てきたということですかね。
0:00:29	ということなので、
0:00:31	まずは関西電力の方から説明をしてもらって、
0:00:37	あれですね
0:00:39	切り単位単位で機械的に切りがいいところで、1 回切ってその都度、事実確認質疑応答という形でお願いをできればと思います。
0:00:48	関西電力のご説明をお願いします。
0:00:53	関西電力の小森でございます。
0:00:55	それでは順次説明して参ります。資料 3 をご覧ください。
0:01:02	資料 3 のですね後ろの方今回ご説明するのは 14 ページ 15 ページ 16 ページ。
0:01:09	の方に黄色ハッチングで本日説明というふうに書かせていただいているところを順次いきたいと思います。
0:01:16	ちょっと坂も飛んでますけどもちょっとそれぞれの塊固まりありますので、ちょっと我々の方でちょっと切りがいいかなというところで切って進めたいと思います。
0:01:27	まず最初にですねと 15 ページ目の方で、500 メガジュールの関係。
0:01:33	コメントを 103 番 105 番にいただけてます。
0:01:39	こちらについてまず説明したいと思います。
0:01:42	資料 1 をご覧ください。資料 1 のですね 84 ページ目からですね。
0:01:54	84 ページ目から、500 メガジュールまあタイトルとしては、防護対象ケーブルの火災による影響に及ぼす可能性の低い、可燃物の扱いについてということでまとめております。
0:02:09	それで、
0:02:11	85 ページからちょっとかいつまんでご説明いたします。
0:02:14	まずですね、目的を置いておきまして、2 ポツの方に、500 メガジュール程度設定した理由のほうを記載させていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	これ審査会合でもご説明しましたけれども、平成 12 年に建設省の告示 1433 号の方がございまして、
0:02:35	こちらの方を参考にですね、設定いたしました。
0:02:41	2 パラの方ですけれども、このへ 1001433 号の中に原子力発電所ビンゴのものないんですけれども、
0:02:51	最も類似した箇所といたしまして 6 として、自動車車庫または自動車修理工場ということが、記載がございまして、この設定が、
0:03:02	平米当たり 240 メガジュールでございます。
0:03:06	現場の資機材管理におきまして平均区画面積 4 平米でございまして、これ単純計算すると約 1000 というふうになります。
0:03:17	で、これを参考にですね、現状 500 メガというふうに数字聞いてますけれども、若干上回る可燃物とかもあります。ですので、1000 から見て保守的にということで 500 メガジュール程度と。
0:03:32	いうふうな形で記載、発言させていただいたというものです。
0:03:37	なおですね評価に際しましては、保守的に渡船メガジュールを用いてと確認してございます。
0:03:44	それで 3 ポツでございますけれども、発電する 500 メガジュール程度の可燃物が燃焼した場合の影響でございますけれども、
0:03:53	1 パラ目の方で、対象ケーブルに関して、影響を及ぼす可能性が低い可燃物、燃焼した場合の影響を記載をさせていただきました。
0:04:05	現場確認した結果なんですけれども、
0:04:08	ほとんどがですね、電気盤や弁など金属筐体に囲まれてるものがほとんどございます。
0:04:15	金属筐体に囲まれてるものにつきましては、後程ご説明しますけれども、電気盤に関する実証試験の方ございまして、こちらの方で、
0:04:26	最大の発熱量パーセンタで 2700 メガ中の試験した結果 OK という結果がございますので、500 であれば十分であろうというふうに考えてございます。
0:04:37	ただ、金属筐体で囲まれてない可燃物もございます。そのために、金属筐体に囲まれてないものの評価として、実施したものを、
0:04:48	次のページ 86 ページ以降で述べさせていただいております。
0:04:54	A と評価を実施した代表物でございますけれども、土肥須藤のケーブルですとかあとはカードリーダーですとか、照明等が金属筐体に囲まれてないもの、いるんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:08	この中で発熱量大きいものって言いますと、非難燃のケーブルというのが、最も妥当であろうと、実際に発電所もこの、これが一番大きいです。
0:05:20	選びましたと。
0:05:21	評価の方法なんですけれども、本評価は影響軽減の対策の妥当性を評価するものではなくて、ない、ありません。
0:05:31	ただ限定された対象物の影響範囲を確認するツールとして使ったというものでございます。
0:05:39	で、今回AAFDTs使用するにあたっては、明らかな火災影響がないことを確認するためでございますので、十分な保守性を持って評価したというものでございます。
0:05:52	どこに十分な保守性を積んだかということをCポツの入力条件の方で記載してございまして具体的には十分な保守性は、
0:06:01	1 リリースレートをの方で積みましたと。
0:06:05	じゃあどのように積みましたかというのが、両括弧エでございまして、衛星メガジュールフウガ 1 時間で燃え尽きるというふうに仮定すると、これ下に計算しかかえてますけれども、
0:06:17	277kWというものが算定されます。
0:06:22	この 277 でございますけれども、ケーブルが多層に敷設されたケーブルトレイ、でございますけれどもこちらの方のヒートリリースレートが 106 でございます。
0:06:35	今回は想定はケーブル 1 本なんですけれどもこのように多層化されたものでも、106 人でですけれども、もうさらにそれを上積みして 200、
0:06:45	177 というふうに設定して、ここで十分な保守性を持たせたと、いうふうに考えてございます。
0:06:52	それ以外のデータは基本は実機に即したものでございましてBでいいます、衛藤熱可塑性ケーブルの総称温度、これは、
0:07:03	ガイドのヘッド表のB-6にございます。
0:07:07	ケーブルの損傷基準によるものでございまして、これこれまでも何回も使ってますけど 205 度を設定してございます。
0:07:15	それ以外はそれぞれの実機に即した入力条件でございまして今回は、ドラム詰め室にあるクレーンホイスト等を想定しておりまして、
0:07:26	そこに見合うような区画の初期温度ですとか部屋寸法、壁の主要換気量それに刻み面積というふうなことで設定してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:36	日ざら面積についてございますけれども、実機のケーブルとしては 20 メートルです約 20 メートル、
0:07:43	ただですね、こちらの方を 1000 メガジュールに相当するふうに換算する必要があるかなと思って思いましてちょっと保守的に積んでおります。
0:07:54	平フェンスではですね、発電調整メガジュールに相当しようと思うと、約 120 メートルになりまして、その 120 メートルにケーブルの外径 55 ミリを計算して、
0:08:07	原則としては 6.6 平米という形で算出しております。
0:08:12	細かい入力条件は次のページの 87 ページでございまして諸元、そして数字は上表の 1-7-1 の通りでございます。
0:08:23	で、これを計算した結果といいますのが、下の方、表の 1-7 の A2 でございまして、
0:08:32	それぞれ言いますと、火炎高さとしては 10 センチ未満これ単位メートルでございますので 10 センチ未満。
0:08:41	ジェフルーム中心軸温度の高さとしては、59 センチ、
0:08:47	火炎による輻射としては 10 センチ、
0:08:50	高温ガス層の温度としては 67.28 度というふうになります。
0:08:57	最後のページ 88 ページでございますけれども、
0:09:00	これというような結果でございましたので固定化財源、すいません、500 メガジュール程度の固定可燃物、
0:09:11	につきましては、電線管との水平距離 10 センチ以上、
0:09:16	高さ、60 センチ以上これ離隔することを確認する運用
0:09:23	確認する設計というふうにしたいと思います。
0:09:26	もしですね、この離隔距離が 10 センチに満たないですとか、高さが 60 センチ満たないというふうな状況であれば、必要な措置を講ずる必要があるというふうに考えてございます。
0:09:39	同様に持ち込み可燃物でございますけれども、これも仮置きする場合は先ほどと同じですけれども、10 センチ以上水平距離離す、そして高さとしては 60 銭以上離隔すると。
0:09:52	いうふうな箇所に管理したいというふうに思っております。
0:09:56	で、それだけではなくてですね、500 メガジュールが累積して、超えちゃったりすること、これはこの評価を超えることになりますので、
0:10:08	仮置申請時にですね、5 百名目が 10 未満のものも含みますすべての可燃物に関して、管理を実施しまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:19	総量で 500 メガジュールを超えるような場合は、500 メガジュールを上回る場合の管理、準じて管理していくというふうに考えてございます。
0:10:31	その保管状況については巡視点検により確認するというふうな対応を考えてございます。
0:10:39	とりあえずここで 1 回切ります。はい。お願いします。
0:10:44	はい。規制庁西内です。
0:10:47	衛藤。
0:10:48	一旦ここまで会合で私からお話をさせていただいた部分が主ですかね。で、
0:10:57	ちょっと確認としては、タイトルとかからもそうなんですけど、84 ページとかの、影響を及ぼす可能性が低いという言い方を変え会合のときしてきましたっけ。
0:11:12	えっとですね資料上は影響がないとかですねちょっとそういう書き方をしてございました。ただちょっとそのあとですね我々資料作っていく中で、
0:11:23	決して影響がないわけではなくて影響がKBなんですと。はい。
0:11:30	いうことも考える等、
0:11:33	結局 10 センチとか 60 センチ以内であれば、対応するってことも考えれば、何かちょっと言い過ぎかなと思ひまして、ちょっとこのような書き方
0:11:45	しました。
0:11:47	衛藤。
0:11:49	規制庁西内ですけど。
0:11:51	今言ったのはあれですかね
0:11:54	要は 60 センチとか、
0:11:58	6、60 センチとか 10 センチっていう、
0:12:04	もしその範囲内にケーブルがあったら、それは影響が否定できない。こういう結果にもなっているっていう意味合いっていうことですか。おっしゃる通りです。はい。
0:12:16	10 センチ以上 60 センチ離れて言えば、影響はない、ないと思ってます。ただ、
0:12:21	古藤外可燃物が何も影響を及ぼさないのかってそういうことじゃなくて、
0:12:27	10 センチには 60 センチ以内にあれば影響があるので、
0:12:31	ちょっと内は言い過ぎかなという、そういう意味合いです。
0:12:38	はい。わかりました。
0:12:43	審査会合のときに私の話させてもらったのは、結局だから対策を講じる。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:49	可燃物の対象が何かっていうときに話をさせてもらっていてその時には、影響がないものを除くってという説明を、
0:12:58	聞いたので、その内ってどういうふうに確認してるんですかとしたら、言うなれば明らかに今日今駒井さんおっしゃっていただきましたけど明らかに影響がないってというのはこの 60 センチとかそういう位置関係、
0:13:10	もう確認できてるものはないだろうっていうそういう言い方ってことですか。
0:13:14	おっしゃる通りです。わかりました。だから最終的にその基本設計方針にどういう、何を、
0:13:21	どういうことが書かれるのか、っていうところ等含めてちょっとここは繋がるように最後の表現は、わかるように書いといてもらえればと思います。承知しました基本設計方針ちょっと本日はお示してませんが審査会合のコメントを踏まえてと。
0:13:38	適切に修正しようと思っております。
0:13:40	その中でですね、今ほどのコメントを踏まえた形で、兵頭はこっちのタイトルの方直すかもしれませんけどちょっと整合をとった形で、修正して参りたいというふうに思います。
0:13:53	はい規制庁西内ですそうですね審査会合の場でも申し上げた通り今までの議論の内容とか、
0:14:00	を踏まえて、そこは適切にまず補正をいただくというと、しっかり今までの内容を反映いただく、というような話なのかなと思っていますので、その中でこういった要望の
0:14:11	今補足説明資料上の要望だとそれは、昨日までの審査会合明じゃないですね、一昨日までの審査会合の場でちょっと聞いてなかった表現だったのでもっと確認をさせていただいたというところで下の意味を理解しましたので、
0:14:23	ちょっとわかるようにまず書いていただいた上で、
0:14:26	もしも、
0:14:29	そうですね必要があればまた審査会合ということも視野に入ると思いますので、
0:14:34	新作は今まで反映した内容なのであればそれがわかるように書いておいてもらえればと思いますと。
0:14:39	すいません関西電力吉田ですけどもちょっと補足しますと審査会合では、固定化再現の考慮すべき火災前のところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:49	明らかに火災影響がないという表現を使ってまして、ちょっと可燃物持ち込み可燃物のところでは、ちょっとそこまでの表現は使ってなかったんです。
0:15:01	基本設計方針については、固定火災については、明らかに影響がないというふうにしたいと考えてまして、
0:15:11	持ち込み可燃物の方の表現ぶり、ちょっと置き方とか、その辺によるところもあるというところを考慮して、今、記載ぶり、
0:15:22	今日野木んと話も踏まえてですね、こちらで検討したいと。
0:15:29	はい。規制庁ニシウチですそうですね審査会合の場合でも
0:15:33	要は持ち込みの方は別に対象から除く除かないではなくて、の管理の仕方の話であるという趣旨の回答をお出しいただいたと思うので、
0:15:42	そういう意味ではそこら辺の使い分けも含めてですね、今までの議論の内容とかをちゃんと適正に反映してもらえばいいのかなと思います。
0:15:50	当然今のこのウヤ用語の事実関係を把握できますと、
0:15:54	次 2、
0:15:58	2 ポツの理由のところからですけど、まだ結局理由は、
0:16:03	直接は葛西
0:16:06	火災による影響の有無、またその可能性の低いってところ。
0:16:11	には直接はもう忠内影響しない話であって、そう相場感としてこれからメガジュールこういうところが来てるんですけどっていうだけの話ってそういうことですよ。
0:16:21	関西電力駒井さんおっしゃる通りです。
0:16:24	藤。じゃ、マーケ明らかに影響がないっていうふうなことを設定するとき
0:16:32	何にもないところから設定してもあれなので、それ、やはりそれなりの相場感があるだろうと。
0:16:38	いうふうなことで、この建設省の告示を使わせていただいたという位置付けでございます。
0:16:46	はい。規制庁西内ですわかります。
0:16:50	はい、わかりました。で、3 ポツ目以降で、
0:16:54	じゃあ、
0:16:55	認証した場合の影響。
0:16:58	そして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:01	ちょっとあれですね 500 メガジュール程度っていう言い方と、あと 3 ポツの一行上なおっていうところで保守的に線メガジュールを用いてって書いてあるんですけど、
0:17:13	結局その程度って、さっき多分相場感って話話あったかもしれないですけど、より、割と不確かなワードかなと思っていて、
0:17:22	昨日の審査会合の場合だと確か 1000、1000 メガジュールの中で管理するみたいなそういう話もあったと思うんですけど、そういう意味でこの 3 ポツの影響をまず、
0:17:32	燃焼した場合の影響で、金属筐体に入ってる場合、金属筐体で囲まれているものの場合の話がまず 3 段落目のところで書かれてますけど、
0:17:46	まあ、そうですね結局
0:17:49	どの程度で、実際その要は固定時代これ現場で、基本設計方針に基づいて現場で工事をするとき、この固定化債権は対策する必要があるね、しなくていいね。
0:18:02	ていうのを最後しっかり確認をする。その時に明らかに影響がないものを除く。
0:18:06	ていうことだと理解をしてるんですけど、じゃあその時にその 500 程度っていうのをどう判断しようとしているのかっていうのが、
0:18:13	ちょっとこの 3 段落やっぱり程度ってなってるよくわからなくて、ここも同じようにせんっていう話になるんですかね。
0:18:21	そこは線の中で線でか、解析では解析とか評価とかでは線で確認してるって話もあったのとあと個々の試験っていうふうに踏まえると 2700 に比べてですね、まだどの程度で、
0:18:32	やろうとしているのかっていう話なのかなと思いますけど。
0:18:36	関西電力思いです。
0:18:38	これちょっと
0:18:42	可能な限り少なくっていう思いもあってちょっと 500、
0:18:47	ていうちょっとメールマークといいますか、ちょっと数字で言わせていただきましたけれども、
0:18:52	評価自身はすべて千里か、D評価してございますので、
0:18:58	ある意味、500 にそこまでのこだわりがあるわけではないので、ちょっとここ、1000 以下と書くのか、ちょっと文章適切にちょっと修正することを考えさせてください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:09	はい。規制庁西内ですわかりました。一番ちょっと私確認したかったのは 500 程度って言った時にさすが 2000 を超えることはないんだよねっていう
0:19:18	多分一般的な感覚としてその 500 程度って言えば、5678、だんだんその辺まで言うとかあやしい感覚がずれてるかもしれないですけど、多分 567 とかそれぐらいだと思うんですよね。だから 1000 を超えることはないと思うんですけどそこら辺がちょっと
0:19:33	わかりづらいっていう感覚を持ったので実際にどういったところをやろうとしているのかってのはもう少しわかるように、具体化して説明をいただければと思います。
0:19:43	きつくなると昨日会合でいただいて他の 1000 って話だったのかなと思って、その関西電力さんのおっしゃる通りでしてこれ今お話いただくまで思ってたのは、もう基本 500 かなと、500 で設定するのかな。
0:19:59	思ってたので、どうしてもその固定化際限とか、600700 ってあったときは、ちょっと設定をして 500 よりちょっと上げなきゃいけないかなと。
0:20:10	いう思いがあって年度目線で確認してっていうことを考えてましたただ、おっしゃる通り、
0:20:17	運用運用で済まそうすればいいだけの話で、わかりやすさの観点からいうと、
0:20:23	そのようにちょっと変な数字というかわかりにくい数字を使うよりも、1000 とわかりやすく書く方が、
0:20:30	いいかどうかちょっとこれはちょっと社内で検討させてください。
0:20:37	はい。ちょっとあと意味規制庁西内です。意味合いかもしれないですけど、
0:20:42	結局だから明らかに影響ないラインを関西電力がどう考えているのかっていうその関係、事実関係を明確にして欲しいんですよね。
0:20:51	逆に言うと、例えばですよ。明らかになっているのは 500 だと思っている。では 600700 っていうのが現場で出てきたときに、それはまた都度解析評価を確認してっていうと、
0:21:02	多分ですね要は、やろうとしていることがぶれていくんですよね、だんだん
0:21:08	なんて言うんですか。
0:21:09	緩くなっていくっていうラインがあるので、多分や、やっぱりその明らかになっているラインをまずどう考えていてっていうところを明確にするというのが一つなのかなとは思ってますんで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:20	そうすると、昨日の会合の中で説明してもらった中の数字としては5001000 っていうところが出てきているので、その2 択なのかなと思って私は線なのかなって思って聞いてたんですけど、そこはしっかりちょっと明確にまだ事実関係どう考えてるのかっていうのをまず明確にしてもらえればいいのかと思います。
0:21:36	逆に今言った違う話なのであればまたそれはそれでしっかりまた追加の説明が必要ですし、はい。
0:21:42	そうしましょう。関西電力小森です承知しました。
0:21:46	はい。衛藤で、この筐体の電気盤の試験の方の話は、結局あれですね440 の話で確認をした電気盤の試験のお話に飛ばしているわけですよ。
0:21:58	ただそっちの試験条件はまた別途回答があるってことでいいです。
0:22:02	関西電力も、はい別のコメントの中でそれありますのでちょっと後で答えたいというふうに思っております。はい、わかりました。じゃあ続けて86 ページの方ですけども、
0:22:28	1 ポツBポツはあまりなく、
0:22:33	て、
0:22:35	cポツのところ
0:22:39	括弧Aの発熱速度の条件なんですけど、
0:22:44	線が1 時間で燃え尽きると仮定するっていう1 時間2 度どういう意味合いがあるかなんですけど。
0:22:53	例えば1 時間耐火区間も火災影響評価の話をしてですね。これは火災影響評価の話をした時に、1 時間の耐火兵器プラス感知自動消火でやっているかつけ頭部にかあってそれがちゃんと機能するかどうか確認するっていう意味合いで評価するときには、1 時間っていう意味合いは、
0:23:11	多分意味があると思うんですけど。
0:23:13	今回って要は、対策を講じない者たちなので、別に1 時間っていう意味合いに何があるかっていうと、じゃあ別に仮に1 時間燃えた。
0:23:25	でもその1 時間じゃその防護対象との間に隔壁があるかっていうとないわけですよ。だからあんまり1 時間っていう意味にどこまで意味があるかっていうところをちょっと確認したいんですけど。
0:23:35	これはあれですかねまず1 時間で仮定したらこうなりました。
0:23:39	で、この内容が、さらにいやこれ、極論言うと、
0:23:45	もっと高いはずですよ発熱速度ってこれ高ければ高いほど、要は厳しくなるわけですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:52	だから、極論言うともっと高くしてもいいんだけどそもそも1時間で燃え尽きる家庭の発熱速度で計算しても、
0:23:58	かなり保守的だっていう条件でここで設定をしたってというような意味合いと理解していいんですけど。
0:24:05	来年の米田さんのおっしゃる通りでして1時間に、意味があるというよりも、
0:24:13	どちらかというこの下の方で書いてますけども、これケーブルトレイのですね、ケーブルが何層にも重なったトレイですけどもそこ、それを燃やしたときの、
0:24:26	ヒートリリース精度が106という設定です。
0:24:30	この106という数字使ってもいいかなとは思ったんですけども、やはり保守性をいかにきちりと持たせて説明するかというふうな考え方と、
0:24:42	あとはこの発熱量であるメガジュール、
0:24:45	それと、発熱速度であるkW、
0:24:50	これを繋ごうと思うと時間成分をどう設定するかというところで、ある意味わかりやすいかなと。
0:24:59	いう意味で1時間ということでした。いずれにしても言いたいのは、ケーブルとケーブルが何本もある。
0:25:08	場合ですら、フィートリリース後は106。
0:25:12	今回はもっと燃えるもの少ないんですけども、もう逆にもう上積みして計算しましたというのが、言いたいことの主眼です。
0:25:25	すいません監査イリエムタの話です。あとですね我々、消火体制ってのも十分とってまして、
0:25:34	1時間もあればですね、当然感知もできて、消火活動に開始できる。
0:25:41	そういう意味合いもあって、触発を開始すればですね、増えていくどころかこれ減る方向だと思いますんで、そういうちょっと思いもあって、
0:25:51	1時間と設定したと、そういう考えでございます。
0:25:56	規制庁西内です。わかりました。
0:26:02	最後に田名網さんがおっしゃった話は、審査会合の多分1回目と2回目両方で話し合ったかもしれないですけど、いわゆる
0:26:13	区画内の早期感知消火の運用っていうのは、別に今でもずっと今までもずっとやっていて、迅速に初期消火する話をしている、
0:26:22	という話を今されたっていう書き方でしたっけ。その通りでございます。
0:26:27	わかりました。はい、わかりました規制庁西内です。了解しました。そういうのを踏まえると1時間っていう意味も

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:36	そういう話を踏まえれば、意味あるだろうと思っているってことですね。わかりました。
0:26:41	ちょっとあれですね今確認した内容も、もう少しわかるように書いてもいいのかなと思いましたがっていうのと、あとは
0:26:49	どこまでその確かさって話かもしれないんですけど、仮にその結局
0:26:58	既工認で使用したhrってこれ、火災影響評価の中で使用しているものでしたっけ。
0:27:04	て理解でよかったですでしたっけ。
0:27:07	関西電力の荒井です。その認識で問題ございます。
0:27:11	はい。規制庁西内ですニューレグとかの元のパラメーターとかいろいろ引っ張ってきて算出してるものだと思うんですけど。
0:27:18	あとは例えばですけど、実際ケーブルが、
0:27:23	燃えたときは多分ですね 106 っていうのもどれぐらいあるんだっていう話なのかもしれないんですけど、実際に燃えたときに、の発熱速度、
0:27:32	という知見とかは別にあたりしないんですかねそれこそ実際に燃やしてみてもうどうだったとかって実測定とか、
0:27:39	結構ケーブルっていわゆる燃焼試験いろんなところでやってると思っていて、そういったもしリッツデータがあるのであれば、それった条件も、
0:27:49	書いてもらうとより明確になるのかなとは思いますが。
0:27:53	ちょっとそういったこの保守性の充実、保守性の持つ意味合いの充実っていうところを少し、今日確認した内容とかも踏まえて事実関係をもう少し充実いただければいいのかなと思います少しちょっとまた、ここは、
0:28:06	記載を充実いただければと思いますがよろしいですか。
0:28:11	あ、関西電力コモリサノ承知しました修正の意味合いのですね、記載の充実図っていきたくと思います。
0:28:19	はい。規制庁西内です次の括弧Bなんですけど、これ、影響評価ガイド、
0:28:27	を引っ張った理由は何かあるんですけど。結局、影響評価ガイドを影響評価やってるわけじゃないんですよね。ナガイを引っ張り言うってあんまりない気がしてって、
0:28:37	いうなればこれ多分NUREGとか野本からちゃんとことを確認して、そういった企画から持ってきましたってそういう意味合いなんですけど。
0:28:45	はい。関西電力の新居でございます。はい、はいその通りです審査ガイドの方にも出典が入力というふうに記載してございます。
0:28:55	そうですね規制庁西内です。なので何て言うんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:59	営業評価の説明をするのであれば、ガイドに基づき説明する意味はあるんですけど、個別に影響評価ではないので、それを説明する意味合いは全くないと思っていてちょっと意味合い。
0:29:08	そういう意味合いで多分使ってるわけじゃないっていう介護の時にも説明いただいて理解してるつもりなのでちょっとそういう表現ぶりはしっかり書いといてもらえればいいのかと思います。
0:29:17	はい。あとは括弧Cの実機に即した入力条件のところですけど、要はその他条件次の、
0:29:24	表を次のページの表で書いてもらってその他条件は、
0:29:28	この実機に即した入力条件というところに入ってきていて、
0:29:33	で、
0:29:34	日ざら面積っていうのは、
0:29:38	いわゆる燃焼面積、要は燃えるもの、
0:29:42	がどれくらいの面積で燃えているんだってそういう理解でよかったですね定義は、
0:29:49	関西電力の荒井でございます。はい。その認識で問題ございません。
0:29:54	膝面積の定義って、どこかで明確にしてもらってましたっけ。いや何となくいや、見ればわかるかもしれないですけど。いやちょっと一般的な要望でしたっけヒダカセキあんまり。
0:30:07	例えば多分火災影響評価ガイドの話でいうと、多分燃焼面積っていうふうに書いてあったりとかした記憶があって、あれ影響評価ガイドの方でも左手使ってたっけ。
0:30:16	関西電力の荒井でございます。ガイドの方では葛西元の面積と言っているんですけどもすいませんちょっと業界用語ではないですけど、はい。井澤面積という言い方をよくするところとそういう表現となります。
0:30:31	はい。規制庁西内ですちょっと、わかりやすさの観点なんですけど定義だけ明確にしておいていただいてもいいですか。はい。よろしくお願いします。
0:30:44	そういう意味では後は、
0:30:46	と。
0:30:48	区画の初期温度については、
0:30:53	40度を
0:30:56	これも由良ばやや各自やや保守的ではあるんですよね40度を超えるような現場条件はない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:04	ので、
0:31:06	やや保守的くらいって言うそういう意味合いですよ。まあまあ迅速したというところで、あとは、部屋の寸法部屋の寸法とかこれ実先方で入れてるんですかね。
0:31:18	関西電力の荒井でございます。このですね表の 171 票のところのちょっと※の 2 で注釈を出してもらってますけれども、ちょっと今回対象としたドラム詰め室クレーンの、
0:31:31	ケーブルを評価するということで、その区画の仕様というか、寸法等を書かせていただいております。
0:31:43	はい、わかりました。
0:31:45	と、
0:31:48	はい、わかりました。あとは、
0:31:52	ちょっとサノ話 1 回戻っちゃいます。膝面積ですけど、
0:31:57	日ざら面積は、実機のケーブル長は約 20 ミリ、20 メートルって言うのは、このホイストケーブルのはなし、
0:32:08	ということですか。
0:32:10	関西電力の荒井でございます。はい。その認識で問題でございます。
0:32:20	保守的に、
0:32:22	交通電力ケーブルを想定し、
0:32:26	日ざら面積を伸ばしてるんですよこれ。
0:32:38	いや、違うごめんなさい。ちょっと前くださいね。あれか。言いたいのは、
0:32:43	ちょっと待ってくださいね。まずそういう意味です。たところ、火ホイストケーブルって、
0:32:49	発熱量攻めが十分ないです。
0:32:53	んねあるんですけど。
0:32:55	関西電力の荒井でございます。発熱量はもっと低いです。実際には、
0:33:03	そうですね。規制庁西内です。だからここで言いたいのは、
0:33:09	実機に FAX1 度、
0:33:13	いや、実機に即したって言う。
0:33:16	まずちょっと膝の面積って、
0:33:20	おつきい方が厳しいのか、小さいほうが厳しいのかって話なんですけど、
0:33:29	関西電力の荒井でございます。面積でだけで考えると小さいほうが、厳しい結果になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:38	要は、その発熱、1 リリースレッドの中に入ってる市後藤ですけど、要はその収束集約した方が、
0:33:48	熱源としてわあ、
0:33:51	一応、強くなるっていう表現もあるのかなそういう意味合いですよ。
0:33:55	そうすると、
0:33:58	要は、保守的に、いや、この文脈で読むとですよ、そのケーブル長が約20メートルだけど保守的に120メートルってすると、要はひざ面積を大きくする方にいってるんですよ。
0:34:10	だから保守的な意味合いがちょっとよくわからないなと文章読んで思ったんですけど。
0:34:15	関西電力思いですけども、
0:34:17	これですね20メートルにすると1000メガジュールに全然ならなくてですねそれで、ただそれだと1000メガジュールの照明にならないなんてここでちょっと苦しみました、
0:34:30	それで1000メガジュール相当に評価してやろうと思うと、
0:34:36	ケーブルの長さを長くしてやらないと専門課長にならないんです。はい。
0:34:41	なのでちょっとここは、ちょっと変な仮定は置かざるをえないんです。
0:34:48	今回、羽田カーでですね、現場に転がってそうな、一番
0:34:56	発熱量が大きいのが、このケーブルで1000にも全然いかないんです。
0:35:02	それをちょっと千人の条件に合わせるようにちょっとした、ちょっとゆがみといいますか、ちょっとここで吸収しちゃってるとそういうことになります。
0:35:13	はい。規制庁西内です。言いたいことはわかります。
0:35:18	そうすると保守的っていうワードが多分違うのかなっていう感触ですかね、保守的なのかどうか。そういうタイトルの通り実機に即したっていうのを実機に即したというか
0:35:30	評価したいものに即不足したということでちょっと甲府で滑ってるかもしれないのでここはちょっと適切に修正したいと思います。
0:35:40	はい。少なくとも、もう少しちょっと確認したかったのはですね、
0:35:46	このFDSの条件の入れ方なんですけど、
0:35:52	これ、実際にケーブル長でその膝面積を算出してんじゃないですか。
0:35:57	これケーブル長って言うなれば補ナガイ、ノウケイケーブル所面積ですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:04	これ実際にFDS2以上の条件入れる時にそのいわゆる寸法が外形寸法的な情報として入れるのか、単純に面積、いわゆる権限的な意味合いとして入れるのかっていうと、それはどっちで入れるんですけど。
0:36:20	関西電力の荒井でございます。ここで書いてあります6.6、平米というのは、実際のケーブルにしてみたら5、5、5.5ミリ掛ける120なんですけど、入力としては、
0:36:34	この6.6平米が、縁にある現状の配線下火炎。
0:36:41	下限として計算します。
0:36:45	規制庁西内ですわかりました。
0:36:49	面積の多分与え方的にもう、どうなんですかね多分ケーブルの、
0:36:56	モデルで、いわゆるこの輻射とかを評価するよりは、多分下、いわゆる均一モデルとしてやった方が、多分結果も厳しくはなりますね輻射熱とかも含めて、
0:37:09	関西電力もですのでちょっとイメージでいくと、この120メートルがこうずっと伸びた状態で評価したというよりも、ここところをまいて、
0:37:21	そこをうまいて、ぎゅっと一番ギュッと集めるという評価でやりましたと。
0:37:29	ちょっとイメージとしてはそういうことをご理解いただければと思います
0:37:34	規制庁西内ですわかりました。だからその何ていうんですかね。
0:37:39	実機に即したっていう表現をどこまで使うのかかもしれないですけど、
0:37:46	実機に即したっていうとまさにホイストケーブルが伸びてる状態で評価したっていう意味合いにもとれるんですよ。あくまでインプットは面積なんですよねやっぱり。
0:37:54	であればちょっとそういう意味で言うと、評価のモデルのイメージかもしれないですけどそういうのと合わせて書くと、よりやってることがわかりやすいのと、あとは保守的っていうワードの
0:38:04	どこで使うべきなのかっていうところはしっかり表現を、まず、やってることを事実関係整理してもらって正しく表現してもらえばいいのかなと思います。
0:38:14	関西電力大森さんの承知しましたちょっと表現まだちょっと練れてないところもありますので、そこちょっと修正したいと思います。
0:38:24	はい。規制庁西内です。ちょっとそういった点をもう少し充実いただいてというところをお願いします。
0:38:30	あと、もうそう意味では87ページは多分それについてくる話なので一旦置いておいて88ページ目ですけども、
0:38:37	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:40	まず、固定の方なんですけど、(1)の
0:38:46	離隔していることを確認する。
0:38:53	2 工区、
0:38:54	実際に現場が離隔されていることを確認するっていう意味合いですよ 要は離れてた、次の、その業務には多分繋がるんですけど、要はある ものがあります。
0:39:06	離れてないね、話そうってそういう意味合いじゃないってことでいい んでしたっけ。
0:39:11	関西電力さんそうですね。は、離隔されていることをまず確認して、
0:39:17	それで
0:39:19	近かったらこれはちょっと必要な措置を起こすつまり話すとか、途中で 延焼防止のための離隔措置を講じるとかということになるかと思いま す。
0:39:37	藤。
0:39:39	規制庁に周知です。
0:39:45	ちょっと最後基本設計方針でできた時にそれとの、ちょっと読み方という か
0:39:50	その方針に沿ってるかだけの確認には多分なると思うんですけど。
0:39:57	結局何て言うんですかね、この 500 以下のものにも対策を講じてるって いう意味合い 500 程度、結局性なのか、1000 っていうものに対しても対 策を講じているっていう意識なのか。
0:40:10	それとも除くっていう意識なのかっていうところだと思っていて、昨日の 審査、すみません一昨日の審査会合でも、持ち込み可燃物の管理の時 に、
0:40:22	結局 500 以下はまず申請、社内の
0:40:27	管理の中で申請を実際に知ってそれを管理しているって話があったと 思うんですよってことは管理はしてるわけですね 500 以下の話を。
0:40:34	500 程度話。
0:40:36	そうすると、この固定の方は、じゃあ除くのか、それともそのやっぱり管 理をした対策をしているっていう意味合いになるのかっていうことだと思 っていて、
0:40:46	要はこの必要な措置の意味合いが、
0:40:48	もし離れていなければ、離隔がなくて済む近接していれば、それはいう なれば基本設計方針の基本パターンですよ。6 メーターの中に固定

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	化際限がある状態明らかに影響を与えないものじゃない状態なので、ちゃんと対策をする。
0:41:03	ちゃんとしてというのは1時間耐火とかそういう対策をすとか、もしくはリルートする防護対象自体の設計をとということなのか。
0:41:11	この書か制限に対しての対策を講じる意識なのかどうなのかってところを少し明確にしておいてもらえればいいのかと思いました。
0:41:19	別に今の時点でどうこうって話じゃないのでちょっとそこは少しその必要な処置のイメージですかね。
0:41:25	ここでもし必要な措置がその固定に対して必要な措置、
0:41:29	固定可燃物に対して必要な措置というのであればそれは逆に対策をしているっていうそういうことだと。
0:41:34	になるのかなと思うんでその意識を少し明確にして欲しいということですか。
0:41:40	関西電力モリサノ承知はちょっと我々の中で整理しまして、はい。整理したいと思います。
0:41:47	規制庁西内です。要は基本設計方針でこれは除くって書いてあって、除くために何かいろいろやるってのは何かちょっとイメージが違うわけですよ。それは、要は、
0:42:00	スクリーニングするためにいろいろと対策を講じている。要は例えばこういうものはスクリーニングします、でスクリーニングして残ったものを対策しますっていうのって多分いろんなところで設計してると思うんですけど、じゃあそのスクリーニングを、
0:42:12	するためにいろいろ何かやっていますってのは、何か順番がよくわからなくなりますよねと、意識が
0:42:21	ていうところを少し明確に、事実関係をちょっとまずわかるようにして欲しいということですかね。
0:42:28	承知しました。
0:42:29	ただ、
0:42:30	何かこの話、鶏か卵かみたいな話のような気はしてはい。そうですね。結局、設計の観点からいくと、
0:42:41	Ⅲ基準があつてそこから当てはめてみて、そこでフィードバックがかかるので、
0:42:49	すいませんちょっとあんまり、
0:42:51	考えまともらずにしゃべってるので、ちょっとそこすいません整理して、はい、回答したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:58	規制庁西内です。
0:43:00	そうですねゆなれば明らかに影響ないものは除くって言いませんスクリーニングの話だと思うんですね除くっていう表現は、
0:43:09	それに敵に沿うような設計になってればいいのかなと思います。逆に違うのであれば違うってということで機械基本設計方針の方直すってそういうことなのかなあと。
0:43:18	今は少なくとも審査会合のときに除くっていう表現で聞いてたのでどっかかというスクリーニングのイメージは聞いてました。
0:43:24	ていうところですかね。はい。
0:43:26	ちょっとそれが必要な措置というのは何なのかっていうのはおっしゃったように渡名取様の話になるのでちょっとその辺がわかるようになっていくのかなと思います。
0:43:34	で、次 2(2)のこの持ち込みの管理の話は、
0:43:40	とあれですね保安規定の方、
0:43:44	の、
0:43:45	話にもなるかもしれないんですけどこの総量の具体的な管理の話は、
0:43:51	また別に来るんで、別に説明があるんでしたっけ。
0:43:55	はい。関西人個別別のところで、はい、説明したいと思います。わかりました。
0:44:01	はい、わかりました。
0:44:04	はい。
0:44:05	とりあえず、ここまでは私以上ですけどここまでで何か他に確認しておきたい点ありますか。
0:44:12	現状はよろしいですか。
0:44:14	はい。
0:44:15	じゃあすみません関西電力の方から続けて別次のコメントの話はよろしいでしょうか。
0:44:21	はい。関西電力駒井でございます。それでは
0:44:24	資料の 3 でいきますと、106 の方に行きたいと思います。
0:44:31	15 ページ目の一番下の方になります。こちらの方では、可燃物管理における巡視についてその観点ですとかその思想というのをちゃんと理由を含めて書くことと、
0:44:45	いうコメントでございまして、資料といたしましては資料 1、
0:44:51	の方で、
0:44:53	26 ページから 27 ページの方、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:58	26 から 27 ページ目の方に、記載の充実を図って参りました。
0:45:06	修正箇所へと赤Gの方で書いてまして上段の方ちょっとぱらぱらと書いてますけどこの辺はちょっと誤記修正といいますか、記載の適正化でございます。
0:45:17	で、ポイントとなりますのが、26 ページ目の下の方を、になります。
0:45:28	この後、
0:45:32	その下から 10 行目ぐらいで作業完了後ぐらいからなんですけれども、
0:45:39	ちょっと読み上げますと、通電しないものです。ですとか、不燃シートにより養生したものを。
0:45:46	そして、鉄箱ロッカー等の筐体に収納したものを、これについては、火災分
0:45:54	の発生防止対策がされた状態であること、及び火災が発生しないことと いうことを、巡視点検により確認する運用としまして、
0:46:05	その頻度は、日常の巡視点検と同等の 1 日 3 回というふうにしたいという ふうに思っております。
0:46:13	このような措置が講じることができないものっていうのは、3 回にこだわ らずですね、適切に、もっと必要に応じて頻度高く実施していきたいと。
0:46:25	いうふうなことを考えております。
0:46:28	で、次のところがポイントのところでございます、通常ですね 14 点 検については、異音、異臭、振動漏えい等の点検及び、
0:46:41	機器の発熱等による火災の発生防止の視点を含めて、現在実施してご ざいます。
0:46:48	仮置資機材の保管における巡視については、これに加えまして以下の 考え方を実施するというところでございます。
0:46:58	一つ目、考え方の一つ目としましてはAの電気機器でございます、こ れは保管時に通電による短絡過電流による火災の発生が防止が観点 となります。
0:47:12	AとBの不燃シートでございますけれどもこれについては火災発生時の 社員社報農政そして当社熱性の維持、
0:47:22	そして椎野哲成ロッカーについても同様でございます。
0:47:26	このような考え方にに基づきまして遵守の視点はというふうに言いますと、
0:47:32	Aの電気機器であれば、通電状態を確認しまして適切な状態であること を確認すること。
0:47:40	そして、分Bの不燃シートであれば、養生状態が隙間なく割れているか の確認。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:47	AとCの、鉄製ロッカーであれば、扉、蓋等が確実に閉止されていることの確認というふうになります。
0:47:56	そしてこれ全般通じて室内の温度ですとか入院に対する異常がないことを確認するというを考えてございます。
0:48:04	で、このようにですね、上記の仮置き資機材の保管時の措置と、監視による監視、仮置き資機材による火災の発生防止対策を確実に維持することで、
0:48:17	火災の発生リスクを十分に低く抑えると、また、万一の火災が発生した場合でも速やかな消火活動イコール行動が可能というふうに考えてございます。
0:48:27	それでこれらの措置を講じることによってですね、火災防護審査基準 2.3. 1 の確保に伸び、水平距離 6 メーターの範囲内には、仮置するものを含めて可燃性物質が存在しないと。
0:48:43	このような記載と同等水準の軽減対策が図られるというふうな考えでございませう。
0:48:51	こちらちょっと一旦切ります。
0:48:56	はい。規制庁西内です。
0:49:00	わかりました。衛藤。
0:49:05	会合のときにもちょっと確認をしましたが、結局カメラは基本的には今回の運用としては期待しないというそういう理解でよかったんですね。
0:49:15	関西電力近江さんのおっしゃる通りでして介護支援の常盤亀田って書いてたんですけども、
0:49:21	会合を通じてですね、やはり歯科食うだけの情報では、これらを担保すると2、
0:49:29	ちょっと足りないかなというふうに思いましてカメラという記載は期待も実際に補助的なものとして期待もしていなかったんで、
0:49:36	削除した方が適切かなというふうに思って削除しました。
0:49:42	はい。規制庁に集中ですわかりました。ちなみにすみませんヒアリングで、
0:49:48	どこかで確認をした記憶があるんですけど、ここで言ってたカメラっていうゆる火報カメラとか法と連動してるカメラのことでよかったんですね。はい。当初想定してるのは火報連動カメラでございまして火報連動カメラってちょっと名前だけ聞くと火報が鳴った時しか動かないように聞こえるんですけど実態はですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:07	首藤で好きなところが見れる設定となっているカメラです。ですのでそれで見ようと思えば見れるんですけども視野に入っていれば、
0:50:17	ただ会合を通じて、視覚情報だけではちょっとわからない部分っていうのも、重要な監視、巡回、
0:50:28	巡回、巡視点検の観点だと思いますので、それを考えれば、
0:50:34	カメラの記載は、打つ。
0:50:37	使う、使う記載というか赤はカメラを使う、期待しないというふうな形で整理して、本日回答に持って参りました。
0:50:46	はい。規制庁西内ですわかりました。
0:50:49	あとちょっと加賀どう考えてるかの確認をしたいんですけど。
0:50:54	この巡視点検の頻度の1日3回のところなんですけど、
0:50:59	結局運用、
0:51:02	が入るってことはそれなりに人的の理想なんす。リソースも多分現場では割かなきゃいけないくて、
0:51:08	そういう意味では、別にこれ以外にもたくさんやらなきゃいけないことがあるはずって、
0:51:15	もちろんこれも重要性としてはあるんですけど、そういう意味でその実現性がどれくらいあるのかっていうところをどう考えてるかっていうところなんですけど。
0:51:24	この日常の巡視点検っていうのが、いわゆる、
0:51:28	中操の運転員の点検のイメージなのかそれ以外のまた別の点検のイメージなのか、あとは、
0:51:35	同頻度のっていう意味合いは、その日点検に合わせて、同じ者が実施するっていうイメージなのか、頻度は同じなんだけど別の者が実施するっていうイメージなのかっていうそこら辺のその考え方をまず確認をしたいんですけど。
0:51:51	関西電力の駒井でございます。
0:51:54	これちょっとまだ発電所と調整しきれてないんですけども、今ここで記載してるイメージは、運転員、
0:52:01	の、1日3回の巡視点検っていうのをイメージして記載しました。
0:52:06	実際運転にですね、1日3回、発電所構内をくまなく、点検してまして、当然その中には当該火災区画も必ず含まれてます。
0:52:17	その時に合わせて実施すれば、ことが一番効率的かなとは思ってまして、そのような観点で、実現性は、受

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:28	十分十分にあるって言い方あれですけども全然無理なく実施しているものかなというふうに思っています。
0:52:36	ただここは運転に限るイメージじゃなくて状況によっては、保守であったり、その他の人間がやることも可能かなというか、やるかもしれません。
0:52:49	頻度の考え方で言いますと、これも会合で申し上げましたけれども、これらの措置を講じることによってリスク、かなり低いとは思ってはいるんですけども、
0:52:59	ただ本件の重要性から考えれば、巡視頻度と同等程度のものが必要であろうということで設定させていただいたというものでございます。
0:53:11	はい。規制庁西内ですわかりました。ちょっとそこら辺の考え方が少しわかるように書いてもらえればなとは思いますが結局これ保安規定最後、あとは火災防護計画なんですかね下部規定とか、
0:53:22	に行ったときに、誰がどうやるのかって話に多分関わってくる話なのかなと思うので、少しそこら辺がわかるように、事実関係をまず書いてもらえればと思います。
0:53:34	はい。結局できないことをやって言われてもしょうがないのでっていう、その一言に尽きるのかなとは思いますが。
0:53:43	そういう意味では先ほどまだイメージって話をおっしゃってたと思うので、会社の固めたものでまずは充実してもらえればいいのかと思います。
0:53:52	次、2、この
0:53:55	括弧A、
0:54:06	これか、仮置 26 ページの、
0:54:11	下から 4 段落目、仮置資機材についてはっていうところのパラ楽ですけど、
0:54:18	後に、2 行目のところ作業完了後は通電を停止。
0:54:23	不燃シートで養生または鉄製のロッカーに収納する等の措置をって書いてあって、
0:54:32	次の作業完了後っていうパラで、今度は通電してないものを養生したもの及び収納したものについてはって書いてあって、これは湯なアンド条件みたいな意味合いなのか。
0:54:43	それとも例えばですけど通電してても、鉄製の箱に入ればいって意味合いなのかっていうところを、
0:54:51	ちょっと事実関係もう少し明確にしておいて欲しいなというところで、別に今でなくても、それは結構なので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:59	少しそこら辺の意味合いですかねっていうのもあれなんですよね。さっき言ったように2段落目、一段落目か。
0:55:05	一段、佐瀬江藤笠仮置資機材についてやっていう方だと、またはって書いてあって、
0:55:10	では作業完了後だと及びって書いてあって、その主語とか文章の使い方の違いかもしれないですけど、ちょっとそこら辺をもう少し
0:55:18	実際にやろうと思ってることがわかるように対象は、処分を明確にしておいて欲しいなというところでした。
0:55:24	はい。
0:55:26	関西電力をまず承知しました。ちょっとその辺安藤は、整理しきれず書いてございますので、まず実態確認して適切に、
0:55:35	修文したいと思います。
0:55:37	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
0:55:41	言うなれば例えばの話ですけど、通電してるもの。
0:55:47	は、
0:55:49	要は、通常の場合使用状態ではその自己発火なんかしないと思いますけど、ただ、リスクがたまるわけですね。
0:55:58	その場合って、いわゆる可燃性物質がサイトウがサイトウさんが、
0:56:05	審査会合の場合でも説明を求めたことですけど、可燃性物質がないことっていうこととの同等性という意味合いで、どう考えているのかってそういうことなのかなと思います。
0:56:17	はい。
0:56:18	ちょっとそこら辺がわかるようにまずは事実関係を整理してもらえればと思います。
0:56:23	はい。現状私はここは以上ですね。
0:56:27	はい。
0:56:29	はい。他に規制庁側から何か聞いておきたいことありますか現状よろしいですか。
0:56:35	はい。
0:56:36	その辺続けて次のコメントをお願いします。
0:56:40	はい。関西電力思いです。それでは
0:56:45	資料3の16ページ目の方に行きましてコメントナンバーで言いますと、107番108番になります。
0:56:53	こちらの方でそれぞれの試験ですね、に関して適用規格ですとか初期条件等は明確にしてくださいというふうなコメントをいただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:08	これに対するコメント回答が資料一井の方でいきますと、35 ページ目から、
0:57:18	の方になります。補足説明資料 1-3 で電気盤火災の実証試験ということでまとめさせていただきました。
0:57:28	ちょっとかいつまんでご説明します等、36 ページ目の方に行ってくださいまして、これは過去オノ実証試験の結果をまとめたものでございます。
0:57:42	概要、2 ポツの概要の方に書いてございますけれども、これで、この試験っていうのが時期ん、今回のですね、
0:57:55	ものに対して代表性があるのかどうかということをお述べるとともにですね、
0:58:01	試験内容、具体的には試験方法ですとか環境条件試験結果というのをまとめさせていただきました。
0:58:08	大きく試験は 1 から 4 の、に書いてある通りでございますしてこの後ちょっと詳しくご説明いたします。
0:58:15	まず一つ目の代表性についてですけれどもこれ 3 ポツの方で書いてございます。
0:58:21	この実際に使った番というのは実機プラントで使用してる電気盤のそのモックアップでございます。
0:58:30	電気機器に関しましては、まずですね、これ昭和 58 年の方の試験でして今からもう 40 年ぐらい前のものでございます。
0:58:45	ですのでそういう観点で今の
0:58:47	電気キッキ等、構成が違ったりスルーものでございましてですのでその辺の保守性に関して述べたのは、
0:58:57	二つ目のパラグラフでございます。
0:59:01	電気機器の難燃性はこっから特段に変更はなくて近年製造されてる電気機器の設計は、デジタル化の進展によって、
0:59:12	リレーやスイッチ類等の電球が統合されていて、火災荷重としては低下傾向にございます。
0:59:19	ですので過去のですね、臨床試験によって近いられた知見というのは、現在においても十分有効であるというふうに考えてございます。
0:59:29	それと、ちょっとすいません読み飛ばしてしまいましたけれども、2 ポツの概要のですね下のところです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:37	今回ですね適用局長と明確にするようにというふうなことだったんですけども、ちょっと先ほど述べたように昭和 58 年で等のデータでございまして、
0:59:49	ちょっとその当時の資料をちょっと大分調べたんですけども、パチッと適用規格がすべて書かれているものがじゃなくて、かなりちょっと書かれていない試験も多くございました。
1:00:03	ただですね、しかし以下で書いてございますけれども、当間試験方法やその試験結果を確認した結果ですね、かなり裕度があるものでございます。
1:00:15	そして先ほど述べたように、現在の基盤において有効というふうに考えてございますので、この試験自身はですね、
1:00:25	十分に午後のご説明に耐えられるものかなというふうに思っております。
1:00:30	この試験について述べたのが 4 ポツ以降でございましてまず(1)として電気盤内の電気用品に関する燃焼試験、これこのですね機器に関して試験を実施しております。
1:00:44	試験方法としてはこちらの方に書いてございますように年初確認とそれと延焼の確認というふうなことをしてございます。
1:00:54	燃焼確認のためには 2 クロム線のヒーターにより 30 分間加熱、
1:00:59	詳細の確認については同じく 2 クロム線のヒーターにて着工後 10 分後の通電を停止という形で確認してございます。
1:01:07	環境条件といたしましてはこちらに書いてございますように、29 から 3025 から 30 ソウダ出動は 70 から 80 ぐらいという状況での試験でございまして。
1:01:21	試験結果でございましてけれども、まず年初確認につきましては、下部の着火元がヒューズの場合、上部のリレーカバーに着火したけれども炎症は止まることが確認できてございます。
1:01:39	それに端子台ですかリレーの下部着火元とした場合は上部の用品に延焼しないことを確認していると。
1:01:47	上部用品に着火した場合、下部への延焼がないことは確認できてございます。
1:01:53	そして延焼試験でございましてけれども、残熱時間としては 28 秒から 129 秒の間で、隣接用品への延焼がないことは確認できてございます。
1:02:06	続きまして(2)でございましてけれども、それでは電気盤にですねとか電流を模擬した試験を実施してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:15	試験のやり方でございますけれども操作スイッチからですね、配線材料までこのループで確認してございまして、過電流の印加電流としましては 100200300500700、それぞれの安否で印可してございます。
1:02:34	環境条件といたしましては、それぞれの盤内ですね実際に実際した電気盤内の温度としては、10 度から 13 度出動は 50%というものでございます。
1:02:49	試験の結果でございますけれども、過電流によるとは河瀬ず、最高の 110 度をと、どう臀部に接触している絶縁体の分解温度、
1:03:03	には達していないということを確認してございます。
1:03:07	そして当間、漏電部に関して変色数字変形もないことも確認してございます。
1:03:15	補助リレーの設定管理については 50 アンペアを 3 秒間通電すると、北條リレーのリード線が断線すしましたけれども、
1:03:26	発煙ですとか発火には至らないということでございます。
1:03:30	このような形で、電気盤自身にですね、考え得る負荷を与えてみたんですけれども、発火しないということを確認してございます。
1:03:41	このような試験結果でしたので、まあまあ、もし万が一ですね、外部的な要因で燃えたらどうなるのかというふうにした実験が、
1:03:51	続きますと(3)と(4)でございます。
1:03:56	(3)でございますけれども、今度は衛藤電気盤にですねバーナーで添加したものでございます。リボンバーナーで燃焼させまして、
1:04:07	非難燃ケーブルを約 50 センチ 2 分、強制着火これを 3 回実施してございます。
1:04:16	次のページ、38 ページ目がその時の試験条件でございまして、温度は 5.5 度から 14 度の間、湿度はこれも 50%ぐらいでございます。
1:04:28	結果でございますけれども、非難燃ケーブルをバーナーで強制着火した場合、ケーブルは燃焼継続しますけれども、坂内の田井時代は炎は映らずに、電気盤内延焼しないことを確認してございます。
1:04:43	で、難燃ケーブルの場合は、もう途中で消えちゃいましたということでございます。
1:04:48	抵抗値についてでございますけれども、1 回 2 回 3 回やってますけれども、若干下がってますけれども有意な変化なしで、隣接盤に関しても、
1:05:00	前後の変化はないという状況でございました。
1:05:05	もう一つですねちょっと強制的に燃焼した試験をしてございまして、4-1 で書かせていただいているのが 445 トン以下の盤についてです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:16	これはですね、1 回目 2 回目 2 回やってるんですけども同じく坂の下の方にですね、オイルパンを引きましてそこに油を注いで、それで火をつけたという試験です。
1:05:32	環境温度としては 6 度から 13 度質は 50%でございます。
1:05:39	1 回目はですね背面の扉を閉めた状態で実施しました。
1:05:45	実施したところ、酸欠になりまして、油が全部使い切れずに、自己消火してしまつたと。
1:05:55	いうふうな結果でございました。
1:05:57	このような結果でしたので、あえてですね普通番は閉まってるんですけども、扉を開けて酸素を十分入る状態で同じ試験を実施しました。
1:06:08	その結果、自己紹介をししなかったですそして油の強制着火によって燃焼させた坂内については、
1:06:21	損傷しましたが隣接の場合には影響がなかったと、いうふうなことを確認してございます。
1:06:28	そして 39 ページ目これ先ほど 445 トン以下の電気盤でしたけども 445 戸以上についても同様の試験を実施してございます。
1:06:40	その結果は、40 ページの方でまとめてございまして、
1:06:45	メタクラパワーセンター、コントロールセンター、それぞれ大丈夫でしたというふうなことを書いてございます。
1:06:56	で、最後 41 ページ考察まとめでございましてけれどもこのような実験結果からですね、(1)の結論としまして、電気盤及び電気盤内で電気用品はみずから発火することはないと、自己消火性を有しているといえと。
1:07:13	また、強制的な燃焼試験結果を踏まえ万が一、電気盤火災が発生した場合においても、火災による影響は電気盤内に限定され、隣接する。
1:07:24	電気場への影響を及ぼさないというふうな知見がえられてございます。
1:07:28	で、それで考察ちよつと二つほどしてございます。他ののところに關係するところとして実験結果二つの考察を我々としてはしてございまして、まず一つ目。
1:07:41	このようにですね、
1:07:45	メタプラですとか%コントロールセンターでも大丈夫だったんですけども、
1:07:50	ただですね、我々としては 440V 以上のもの、これについては、固定化債権として設定してございます。
1:08:00	で、その理由なんですけれども大丈夫だというふうにはわかってはいるものの、そうは言っても、ゆ電気エネルギーが大きいこと、それに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:09	皮膚というふうな最新の知見もございます。
1:08:14	これらのことも考えますと、440V以上が固定化制限としての設定する適切だろうということで、試験結果にかかわらず設定させていただきました。
1:08:24	というのが一つ。
1:08:26	考察の二つ目が、電気盤と火災荷重の観点からの確認でございます。これらの試験、じゃあ、どういうふうな火災荷重なのかというふうに言いますと、
1:08:37	下の表、下に記載の通りでございます。一番、葛西鍛冶として大きいのは、パワーセンターでございます。これは1名当たり2748メガジュールでございます。
1:08:51	で、これらの火災荷重における試験においても問題ないということを確認してございますので、火災元の設定として増勢メガジュールというふうなことを目安として設定することには、
1:09:05	十分保守的であるというふうな考察を実施して、これ、今回の申請をしたというふうなことでございます。
1:09:15	ちょっと長くなりましたけどすいません以上です。
1:09:21	はい。規制庁西内です。まず電気盤部分でございますか。電気盤試験部分。
1:09:26	火災耐久試験はまた別途委員会決定でございますか。わかりました。で、
1:09:33	情報が充実してきたとあってアベサノ会合で、私が確か火災耐久試験で、熱電対の
1:09:43	規格とかあとは共用誤差の測定の仕方とかって話をさせていただきましたけど、あれ確か耐久試験について私言及したつもりで、別に電気盤の燃焼試験についてはそこまで言及したつもりはなかったんですけど、で、
1:09:56	多分いうなればこれだけさういったものの
1:09:59	んじゃない種試験ですよ。どっちかっていうとその実機を模擬して試験条件やりましたという話ですよ。で、詳細はちょっと測定方法とかも見つからなかったけどただいま確認してる範囲ではこういった条件がしっかりあって、
1:10:12	こういった確認できる範囲の条件でも十分適用性はかなり裕度がある試験だと思っているとそういう理解でいいですよ。
1:10:19	関西電力、大森さんのおっしゃる通りでして、この試験一般的な試験では全然なくて、かなり実機に即して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:29	どれぐらいこの火災に耐えるんだらうと耐久試験的な試験でございまして、
1:10:36	準拠する規格というのがピンクのものが、ちょっとあんまりないという試験内容ではございます。ただ、おっしゃる通り、
1:10:44	内容的にもかなり裕度のあるものだと思ってございますし、地域的要請もあるという観点から、今回の参照するのに十分耐えるものではないかなというふうに考えてございます。
1:10:57	はい。規制庁西内です。なので2ポツの一番下の文章を読んだ時に何かすごいちょっと。
1:11:03	何ですかね。
1:11:06	最初にこう書くと、それ以降、あまり、いや結局だからあれですよその4ポツは、これは自分たちの確認できている試験条件なわけですよ。
1:11:17	その間、確認できてこの試験条件の範囲、もう十分説明はできているとそういう理解をしていいんですけど。関西電力大森さんのおっしゃる通りでしてちょっと我々コメン等、ちょっとあと広目に理解してましては、
1:11:32	この過去の試験においても、きっちり述べられるかなと思ってちょっと理解してたんですけどもちょっとこういう状況だったというのでか記載しました。ただ、
1:11:44	おっしゃる通りですね、その記載はちょっと修文が必要かなと思っております。
1:11:52	はい関係は事実関係わかりますと。
1:11:57	等、
1:12:03	等、
1:12:05	試験の第三部の試験の代表性の一行目の意味合いだけなんですけど、結局これモックアップでやってるんですよ。
1:12:14	関西電力さんのモックアップです実機と、一緒の構成ではございますけども、モックアップはモックアップです。
1:12:22	ここで言ってるその実機で使用している電気盤に対してっていうのは、電気は同じ型式の同じ構成のものを実施をしたってそういう意味合いでいいんですよ。
1:12:33	関西でコムサそうですねちょっと記載がちょっと練れてなかったんで適切に修文したいと思います。
1:12:39	はい。大丈夫規制庁ニシウチですわかりました。
1:12:43	堀も知っと。
1:12:47	藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:53	39 ページなんですけど、
1:12:57	どう、
1:13:03	ちょっと試験の状況だけなんですけどどうへとメタクラとかって、その物体母線がその盤の後、背面とかを、要は、
1:13:15	複数の盤が列番になっていて、後、
1:13:20	合成が通ってるじゃないですか。ここで言ってる坂メタクラっていうのは、どの単位で試験してるって思えばいいんですけど、いわゆる
1:13:30	ソトー。
1:13:31	なんていうんですかね
1:13:34	母線が通っていてその中には主盤の遮断機が入ってますよね。その縦で言うところのその1 遮断機の単位でやっているのか、それともそのいわゆる母線単位って言えばいいんですかね。
1:13:45	粗度の単位でやっているのかっていうのがちょっとよくわからなくて、
1:13:49	はい。
1:13:51	関西電力の牛島でございます。今、39 ページをご覧くださいますとですね、下の市野さんのニイズというところで、
1:14:01	メタクラですとかパワーセンターっていうのが二つ並んで併設されているイメージで写真に写っております。これが正しくですね、モックアップ先ほどモックアップと、
1:14:11	おっしゃっていただいた試験対象盤そのものでございまして、例えばメタクラでいけば、これ扉が開いた格好の、手前側の盤の横にですね、
1:14:22	もう一つのメタクラが全くぴたっとくっついて並んだ2 台のメタルクラッドスイッチギア、これの片一方の中にですね、オイルパンを入れて燃焼させた上で、
1:14:34	隣側のメタルクラッドスイッチギアの絶縁が劣化してないことでもって確認したと、こういった試験単位でございます。で、今、西尾様をご確認されたようにですね、
1:14:44	例えばここから上に伸びていくブスバーであるとか、路線ですね、そこからのケーブルの伸びていってるところまではこの範囲には含めてございません。
1:14:54	はい。パーセンターとか近藤センターというところも今写真でご覧いただいている、それぞれ一つの縦の列をですね、一つの列として考えた上で燃やして、
1:15:06	隣の盤が大丈夫かと、こういう確認をしてということでございます。
1:15:17	等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:19	二つあった規制庁ニシウチです二つあってですね、まず、
1:15:25	ちょっとまずこの若干写真をちゃんとよく見えてなかったんですけどこれ蓋のメタクラも二つ並んでるんですねと、若干すいません奥野坂がよく見えてなかったんですけどすみません。
1:15:36	二つ並んでて、この坂野まずなんか二つの横の関係だけなんですねまず、まず横の関係なんですけど、これは坂の中でいわゆる通の箇所があるって理解でいいんですけど。ないんですけど。
1:15:48	はい。このメタクラという盤はそれぞれの一つのユニットといいますか、遮断器を含めて一つの盤として構成されてまして、隣とは、
1:15:59	何でしょう、筐体でもって仕切られている状態になっております。
1:16:10	あれすいません規制庁ニシウチですちょっとメタクラの。
1:16:14	イメージを、ちょっと私ができるかな記憶違いしてるからあれえっと、メタクラの母線って、この坂野どこ通ってるんでしょうけど上の方にあった上で横に繋がっていて、
1:16:25	さあ、収納ボックス的なところが5000として横に繋がるんですが、あ、わかりましたかヤマシタだからこれはあくまで母線が通ってない部分の場の話が想定をしてるということで、そこから下に降りてきた遮断機構とかそういったところの1個1個のユニット単位なのかなあ、わかりましたわかりました。
1:16:47	その母線から伴には、
1:16:52	もう前から坂においていくわけですよ。もちろん母線が直接っていうよりはそっから下まで覚えていくわけですよ、あそこ。
1:16:59	どう繋がってましたっけ。
1:17:03	要はじゃあ、今、試験単位でやってる人の上ってどういう条件になってるんですけど。まさに、はい。まず、筐体としてはですね、境目がありまして、その貫通部の部分はですね、何て言ってるんでしょう。
1:17:19	絶縁かつ耐熱性のシールコーキングがされたような状態で縁が切れているような家の構造になっております。
1:17:28	はい。でこいつの燃やしたときの、その影響がないっていう名前横井な影響がないことを確認するわけです。上は開いてる状態で確認してるってことですか。いえ、筐体としてまず一旦上盤がありまして、そこで一つこのスイッチギアの、
1:17:45	中で一つの火災として閉じる形になっております。
1:17:50	わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:53	で、の母線側への影響っていう意味合いでいうと、もともとその耐熱性のシール材とかも含めてやっているから、そこにはそもそもモリタとしても影響がないっていうものがそういう設計なんですってそういうこといいんでしたっけ。
1:18:09	はい。関西電力嶋でございます。その理解で結構でございます。
1:18:14	わかりました規制庁西内です。
1:18:17	ちょっとどの単位、そっかもともとあれでしたっけ
1:18:22	ちょっと最近メタクラとかの図面までを見た記憶がちょっと最近ないのであれですけど、もともとメタクラとかの電気盤っていう時に、その今説明いただいている単位で常に使ってましたっけ、工認図書とかでも、
1:18:36	要は母線部分を含まないようなその筐体のユニットの単位で説明されてましたっけ。ちょっとそこと定義が合ってればもうこのままでもいいんですけど、ちょっと違うようなのであれば、ちょっとこの試験条件っていうところでちょっとその辺わかるように書いといて欲しいなっていうところですかね。どの単位でやっているのか。
1:18:51	電力の中でそういう試験単位、要は電気はメタクラって言った時にそこなんだっていうことが、要はうちに出してもらってる図書とかも含めて整合してるんだしたら、別にその実験を模擬したっていう言葉でも十分理解できるんですけど。
1:19:04	整合してないんだしたらちょっと充実してくださいねっていうことかなと思います。はい。関西電力嶋でございます。ご質問意図を理解いたしました。
1:19:13	はい。とりあえずやっってる試験単位が多かったのでもちろん後は、確認だけそこさせていただきますっていうところですかね。
1:19:23	はい。わかります。
1:19:26	までも、
1:19:28	結果してかなり厳しい火災を与えない限りそもそもっていうところですよ
1:19:34	開けないそもそも開放しないというそこから始まるわけですよ。
1:19:39	わかりました。
1:19:41	はい、わかりました。西内さんちょっと私から聞いてもいいですかね。はいどうぞ。
1:19:46	火災対策室の齋藤です。
1:19:51	今のこの試験の中、実際に支援していただいているのが 36 ページの 4 番の試験内容で(1)で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:01	電気用品の燃焼試験やって、(2)で過電流やって、(3)でバーナー添加主権や、(4)で強制的に燃焼試験をやっているという理解。
1:20:14	なんですけど、そのうちの、
1:20:17	(2)万能。
1:20:20	過電流を模擬した実験について、ちょっと教えて欲しいんですけども。
1:20:28	このAの試験方法の 102100300、
1:20:35	500700 アンペアの過電流を、
1:20:38	印可したっていうふうに書いてあるんですが、
1:20:43	とか電流っていうのは、結局、
1:20:47	何て言えばいいかな。
1:20:49	許容電流の何倍ぐらいに相当するのかっていうのをちょっと教えていただいてもいいですか。
1:21:06	監査委員の駒井でございます。ちょっと確認してですね、別途回答スリートでよろしいですか。今答えられますか。
1:21:16	関西電力城間でございます。いやちょっと資料を確認したいと思いますので、確認の上でご回答するということをお願いできればと思います。
1:21:26	火災対策室の齋藤です。ちょっとそこはよろしくお願ひしますというのも、これまでケーブルとかオカ電流で、
1:21:36	燃やした場合は、確か、
1:21:41	いろんな文献見てると、確か許容電流の6倍ぐらい与えたらケーブル燃えたはずなんですよね。そういったものと比較して、この過電流というのが許容電流に対してどれぐらいの
1:21:54	比嘉空としてどれぐらいの値を持っているのかっていう位置付けをちょっと知りたいというのが1点です。あともう一つなんですけど、
1:22:04	この試験結果の話については事実関係としては、了解しましたというか理解しましたという話ではあるんですけども、
1:22:15	結局、
1:22:18	この試験結果から読み取れることっていうのわあ、
1:22:25	エーットーか電流を与えたとしても、
1:22:32	あれですか電気盤の
1:22:38	構成する物質から可燃性ガスが出てこないんだ、
1:22:43	それで、火災に起こらないというようなそういう話なのか。
1:22:49	あともう一つはとか電流を与えた場合何て言うんですかね、着火元みたいなアークみたいなものが発生するのかもしれないのかみたいなのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:01	そこら辺がちょっとよくわかんなかったんですけども、もうちょっとこの試験結果からも読み取れることっていうのをもうちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。
1:23:10	関西電力牛島でございます。まず1点目おっしゃられた点ですね、ケーブルとかで過電流を流した場合に、6倍程度になったら燃えると。
1:23:22	市況がおっしゃっている点はですね、私どもも過去の試験からは同じ認識はございます。だいたい9電流の6倍程度、二倍3倍程度ではですね、燃焼に至ることはない。
1:23:35	その燃える時の携帯もですね、その内部の加熱によって分解したガスがですね、発生して、最終的にはそれが燃焼することによって、
1:23:46	火災に至るという共同であったと、いうふうに記憶してございます。そういった点を踏まえまして、今この(2)の試験のですね、椎野試験結果のところにも書いてある中の、
1:23:58	江藤、またとかいう、また補助リレーの接点回路は50アンペア3秒通電して、断線して、発電発火には至らないですとか、
1:24:09	あとは電気用品について過流印可してもですね発火しない、発火に至らないといったところが確認することができたという、試験の確認事項でございます。
1:24:25	火災対策室の斎藤です。
1:24:29	すいませんもう一度繰り返しになるんですけども先ほどのケーブルが燃える時の話については共通の理解を持つてると思うんですけども、
1:24:37	このバンド試験をし、とか電流で与えた盤で試験した場合には、あれですか先に、ここで書いてあるのはリード線が断線するから、
1:24:50	ということで、アーク等は発生しないということがまず一つ言いたいのかということと、あともう一つはケーブルの場合だとケーブルの周りのものが分解して真壁可燃性ガスとかが発生してそれに引火して燃えるって話になるんでしょうけれども、
1:25:07	そうした可燃性ガスとかについても、このレベルだと、
1:25:13	出てこない、ということはこのCの試験結果から言っているというふうに理解すればいいのかと。
1:25:20	いうことをすいませんもう一度確認させていただければと思います。関西電力盛ですけども、ちょっとまず事実関係確認しまして回答したいと思います。
1:25:30	少なくともですね最高の値は110度ということですので可燃性ガスが出るようなものではないのかなあっていうふうには思っています。また、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:42	市長おっしゃった通りですね、そもそもアーク出る前にリース切れちゃってますのでこれはあくまでないということなのかなというふうにはちょっと読み取れるんですけども、ちょっと事実関係をもう1回整理して確認した上で、
1:25:54	回答したいというふうに思います。
1:25:59	トガサキ津野サイトです。すいませんそうした要は試験結果どうこうという話よりも、結局その試験結果が今ここで書いてあることがどう
1:26:12	否定するとかそういう話では全くなくて、その試験結果からこの過電流の場合であったとしても、いかに燃えないのかと、いうことをですね、説明するように、もうちょっと言葉を足していただいて、
1:26:27	この
1:26:30	試験の結果の蓋然性をちょっと充実させていただきたいなということですね、
1:26:38	事実関係を確認させていただいたということでご理解いただいてもよろしいですか。
1:26:42	関西電力コモリさんの承知いたしました。
1:26:46	はい。火災対策室サイトウです。私からこの部分については以上です。
1:26:53	はい。規制庁西内です。他に今の時点で確認しておきたいことありますかよろしいですか。
1:26:59	はい、じゃあ続けてお願いします。あと一つでしたっけ。
1:27:03	違う火災耐久試験、はい。関西電力さんの火災耐久試験についてもちょっと簡単にいきたいと思います。
1:27:10	ページでいきますと42ページ43ページの方からですね。
1:27:16	こちらの方で火災耐久試験にをまとめてございます。
1:27:22	実際者試験は、下の43ページの下の1-4-1に書いてございますように、七つやってございまして電線管ですとか、カトウ電線化そして固定化債権について、
1:27:35	記載の通りの試験を実施してございます。耐久性の確認としましては(1)から(4)が1時間、(5)から(5)が3時間でございます。
1:27:47	内容の方に行きまして真ん中ほどですね。
1:27:53	確認したのはですね、ケーブルの損傷である205度、こちらの方に至らないことということと、
1:28:02	あとは加熱開始から、温度上昇が平均で140ケルビンA3で、最大でも180ケルビンをこれを下回ってることを確認したということでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:15	それで次のページ 44 ページ目の方に行っていただきまして試験の条件として、これはコメントいただきました内容を踏まえて記載充実しているところですが、
1:28:28	温度測定におきましては、上から 3 行目でございますけれどもJISCの 1602。
1:28:36	これのK型のクラスの熱電対を使用しまして許容誤差も考慮して、測定しているものでございます。
1:28:45	細かい数字は省かせていただきまして、その熱電対の誤差の考慮としてまとめさせていただいたのが 44 ページ目の下ほど、
1:28:56	1-4-2 表。
1:28:58	でございます、これ結果のまとめになろうかと思っておりますけれども、それぞれに関して、回収運動、そして開設後の温度、
1:29:08	加熱後の温度でも平均と最高。
1:29:11	そしてその誤差を含んだ形での検討の内容というものをまとめさせていただきます。
1:29:18	それです、それぞれの試験に関して詳細としてどのようにやったかということをもとめたのが 45 ページからでございます、
1:29:28	例えばの例でいきますと、(1)の電線管に関する 1 時間の耐火試験でございますけれども、
1:29:36	具体的なですね、系統分離方法として(イ)括弧Bに書かせていただいているような試験を実施しましたですか、
1:29:45	あとはそれぞれにおいて試験条件、それに試験の方法ということをもとめさせていただきます。
1:29:52	まとめさせていただきます。
1:29:55	その結果でございますけれども、例えば(1)の電線管の方でいきますと、そうですね、
1:30:04	実際の試験のやり方ですけど 51 ページ。
1:30:09	これが実際の試験としてどのような
1:30:15	加熱範囲で、どのような試験体の断面で、どこで温度を測ったかというところを図としてまとめたことものでございます。
1:30:26	その試験の結果については 52 ページ目の方にまとめてございましてこのようなグラフで表現してございますけれども、
1:30:36	ISOの加熱曲線を与えまして、
1:30:39	先ほど示した図のようなところです。温度をはかった結果ですね。
1:30:46	電線管の外側表面温度でもこれぐらい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:50	電線管の中、内側の温度ではさらに低いこれぐらいというふうな形での試験データを終えられているということをもとめたものでございます。
1:30:59	今申し上げた(1)の1例でございましてそれ以外のものについても同じような体裁で、資料をまとめさせていただいているということでございます。
1:31:10	ご説明はちょっと簡単ですけど以上です。
1:31:16	はい。規制庁西内です。
1:31:18	わかりますと、私からはあまりここは追加で確認しておきたい点は現状ないですけども規制庁が何かありますか。
1:31:28	吉井です。私から、
1:31:30	さっき聞いてください。はい。
1:31:36	あ、すみません齋藤社長江藤私現状は特にないので、もし確認点があれば、どうぞ。
1:31:41	私から1点ちょっと聞いていいですかね。
1:31:47	えっとですね。
1:31:49	花体系としては非常に
1:31:54	詳細に書いていった体系だっというかなと思っていて、
1:31:58	ただ、ちょっと1、確認したいのがですね。
1:32:08	52 ページ。
1:32:13	ちょっと四角で囲われてルートころの話で、多分資格に関係しないような話をちょっと1点確認したいんですけども。
1:32:24	3. 平均という言葉で、
1:32:27	と記載されているんですけども、
1:32:30	実際平均温度はわからないわけではないんですけども、この誤差入って、どのぐらいの温度差があるのかっていうのが、何、
1:32:41	すいません事実関係として、ちょっと教えていただいてもいいですかなぜ聞くかっていうと、多分ですね試験って、
1:32:50	実物のISO384 とか、ISO-834 とかの試験方法と合わせて、
1:33:04	あれですよ元建築試験センター、建材試験センターか何かの業務方法書とかを使って多分そこにやっていたらと思うんですけども、業務方法書の中で多分試験体の大きさとかについては多分これは
1:33:20	こちらの試験の条件に合わせて多分少し変えていると思うんですけども、何で建材試験センターのやつが、試験体の大きさを決めてるかという、ある一定の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:34	平均性を担保するためにある一定の大きさを担保していると考えているんですが、そこら辺を本来の趣旨を考慮したときに、この3点平均っていう、この話が、
1:33:47	どれぐらいの温度差になってるのかなっていうのをですね、確認すれば、この試験の蓋然性っていうのは基本的には証明されるのかなというふうに考えているので、
1:33:57	この3点平均って書いてある場合の温度差はどれぐらいの温度差があるんですかねっていうのを、すいません今すぐには出てこないと思うんですけども、感覚的にもうほぼ全部3点と同じぐらいの温度なのか。
1:34:09	それとも若干のばらつきがあるけれども大体これぐらいの温度、図で示していただいている温度程度になっているのかと。
1:34:19	いうちょっと、相場感的なところでいいんで、教えていただいてもよろしいでしょうか。
1:34:25	はい。関西電力の狩野でございます。
1:34:29	えっとですね、電線管の
1:34:32	の平均と最高については44ページ目の表で書かせていただいております。
1:34:38	温度差がおっきいのがですねカトウ電線管の方が比較的大きかったかなと記憶してるんですけども、平均と最大でもこれだけ3点あるので、これを、
1:34:52	ちょっと計算で簡単に出てくるかなとは思うんですけども、●●(非公開情報)
1:34:59	あ、そうですね失礼しました。
1:35:03	はい。
1:35:04	フードではなかったですねちょっとレギュレトリーガイドに従って15.2mm離して測定はしてるんですけども、
1:35:16	もうほぼ一様というわけではなくて
1:35:19	どっちかというな偏ったような形になっていたように思っております。
1:35:25	以上です。
1:35:29	火災対策室の齋藤です。すいません。今のお話を踏まえるとこの44ページのこの表を見ながらですけどもこういった
1:35:41	平均的というよりは若干ばらついている中で、平均をとると、先ほどの表のああいう数字になると、というような理解でよろしい。
1:35:53	理解すればいいということによろしかったですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:56	関西電力の狩野です。ご理解はそのものだと思っておりますけど、1点補足しますとですね、隔壁間、シート材がですね早くも
1:36:07	るところによってはそこが脱落して、温度が上がったりっていうのもあるので、その辺がケースバイケースで変わってきてるようなところもあったかと思っております。
1:36:21	以上でございます。
1:36:22	関西電力もですね、ちょっと1点補足しますと、
1:36:26	今ほど比較的ばらつきの大きかったのカトウ電線管についてご説明しましたけれども、それ以外例えば一番上の電線管の方ですと、平均温度と最高温度これほぼほぼ、
1:36:40	同じです。
1:36:42	それに次ですね1-1の固定化債権についてもこれについては、一緒ですとか、今ご説明したのは、比較的っていうか、一番ばらつきの大きなものに関して、
1:36:56	ご説明したということでございます。
1:37:02	火災対策室の齋藤です。今の補足で何となくイメージはわかりました。要は、ここの44ページの表を見てみると、平均と最高のところの差が、
1:37:16	ルウものとそんなにないものとあって、であるものについては、実験中に、何か剥落したりとかそういった関係そうしたものの関係で若干ばらつきとかがあっても、
1:37:31	他のやつはそんなにばらついてるわけではないので、基本的にはばらつきはないんだけど何かあった場合には何かあった場合には何かちょっと若干温度が上がったりするんでその辺さ、平均することで大、
1:37:45	大分
1:37:48	その影響を排除して評価することができるというふうにご説明できるということで理解してよろしいんですね。
1:37:56	はい。関西電力の加納です。ご認識の通りだと思います。
1:38:01	はい、わかりました。この点については私からは以上です。
1:38:07	はい。議長ニシウチです他に規制庁がありますでしょうか。よろしいですか。
1:38:13	はい。
1:38:13	では次の
1:38:16	遅い。
1:38:17	どうですかね。はい、えっとですね関西電力さんとあと残りますのは保安規定といいますかちょっと運用側の関係でですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:26	14 ページ目の 95 番とですね。
1:38:32	あと 15 ページ目の 104 番、こちらの方、続けて 2 ヶ所、続けてはい。
1:38:41	説明します。
1:38:42	はい。関西電力の藤原です。よろしく申し上げます。先ほど小森からありました、95 番のコメントと、
1:38:50	104 番のコメントについて合わせて説明したいと思います。お手元資料、A2 の方見ていただきますようお願いいたします。
1:39:01	資料としましては補足資料というところで、123 とありますけれども、本コメントに関しましては 1 と 3 に基づいて説明したいと思っております。
1:39:13	まず、補足資料 1 というところで、
1:39:17	保安規定の付則についてというところがございます。めくっていただきまし 1 ポツ、
1:39:23	火災防護対象ケーブルの系統分離対策に係る保安規定付則の考え方についてというところで、
1:39:30	本規定の施行については原則としまして保安規定変更認可日から改善、実施することとしておりますけれども、保安規定変更に伴う工事工程を考慮した上でですね、
1:39:41	適切な時期に適用できるように付則にて適用時期を記載しているというものになってございます。
1:39:47	今回の保安規定申請内容につきましては、火災に対する対策を考慮した系統分離を行う場合にはですね、設備対策で対応すべき範囲を運用での担保が必要となっていると。
1:40:00	いうところとしまして、具体的な運用としましては、電線管等に敷設する、防護対象系列の
1:40:07	火災防護対象ケーブルから、水平距離 6 メーターの範囲内に可燃物を原則持ち込まない、運用を規定するというところの内容がございます。従いまして本申請内容の適切な適用時期は、
1:40:22	設備対策として、申請している、設工認の認可後に、必要な工事、検査が完了したときであり、A 以下付則の通り、使用前事業者検査の完了日に適用することということを考えてございます。
1:40:36	具体的な内容としましては下の表の、
1:40:38	第 2 項のところの一番下だけ読みますけれども、使用前事業者検査の完了日以降に適用するというのを記載するというものでございます。
1:40:49	こちらの方の考え方としましては、設備側に関しましてはですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:55	本設工認におきましては、使用試験を適用し、使用するということを考えてございます。
1:41:02	具体的な法令等の整備につきまして2ポツ以降で示してございます。
1:41:07	まず、法令上の立て付けとしましては、
1:41:11	核原料物質核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の中ですね。
1:41:17	基本原則としましては使用前確認完了後でなければ、使用できないんですけれども、赤字部分で、記載しています通り、その他原子力規制委員会規則で定める場合はこの限りではないと。
1:41:29	いうところの内容ですね、続きまして下のところの実用発電用原子炉の設置運転等に関する規則というところで、
1:41:39	第2、17条の第2項のところですね、前項に規定する、は、発電用原子炉施設以外の元発電現象施設を試験のために使用する場合というところに関しましては、
1:41:53	使用できるというものになってございます。最終的にはですね、使用前事業者検査に関する、原子力規制委員会の確認等に関する運用ガイドと、
1:42:03	いうところの中で、使用試験承認と使用式試験使用の適用と。
1:42:10	いうところで、bポツ、改造修理工事の場合の括弧Bですね、使用前確認の対象である、発電減少施設において、当該施設の運転に直接関連する設備を、
1:42:23	当該設備の使用前事業者検査終了から、使用前確認書へ交付までの間、
1:42:29	までの期間に、試験のために使用する場合というところで規定されておりますので、これに基づきまして、当該設備につきましては主に試験使用するというところになりますのでそのタイミングに合わせて運用の方についても適用すると。
1:42:43	いうところの内容でございます。
1:42:46	一つ目の95番の、
1:42:49	コメント内容については以上でございます。続きまして、コメント104番、
1:42:54	適用除外期間の考え方についてというところで、おとついですね、審査会合の中でですね、
1:43:01	運用時期というところについて、
1:43:04	記載しない

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:06	どういう読み方をするのですかというところの質問があったと認識してございます。
1:43:10	資料の方、F。
1:43:12	補足資料3の方見いただきますようお願いいたします。
1:43:19	こちらの方ですね、ごめんなさい資料、
1:43:23	資料2-3ですね、ごめんなさい。訂正いたします。資料2-3の可燃物の持ち込み管理に係る規定の適用期間についてと、
1:43:33	いうところでございます。
1:43:34	めくっていただきまして、2ポツ、本運用の適用期間についてというところで、第1パラグラフにつきましては、おとついの審査会合にて示した内容ですので割愛させていただきます。
1:43:49	第2パラグラフのところですけども、
1:43:51	設計及び工事計画認可の基本設計方針ではですね、当該運用を定めた箇所につきましては、第2章、1ポツ(3)、aポツの火災の営業で、
1:44:03	低減対策であることと、また保安規定におきましては今回運用を記載し、追加した記載の中でですね、火災下に対する対策を考慮した系統分離を行う場合と、記載していることからですね。
1:44:17	火災防護
1:44:18	審査基準の中のととの紐づきが明確であるということで、上記の適用期間というところは、明確であるというところで、
1:44:28	保安規定ではなくその下部規定、現場資機材管理所則にて当該運用、
1:44:34	を適用する期間を明記するというものの考え方でございます。説明は以上になります。
1:44:45	はい。規制庁西内です。まず最初の使用前事業者検付則の規定の部分。
1:44:51	については、
1:44:52	検査側の考え方も入ってくる話になるので、社内で規制検査部門と連携して確認をさせていただきます。
1:45:01	とりあえずは情報としては、
1:45:05	私も理解できたと思うので、ちょっとこの内容で何か追加で確認がすべき点があればまた再度確認をさせていただきます。
1:45:13	で、あとは、
1:45:15	と。
1:45:16	モードの話ですかね適用モードの。
1:45:24	1個だけなんですけどね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:30	表現ぶりの確認だけなんですけど、審査会合の場でもちょっと私言っ つもりでしたけど、2 ポツ本運用の適用期間の 2 段落目、
1:45:40	ところで 3 行目の後ろで従ってっていうところを書いてあるじゃないです か
1:45:45	審査基準とのひも付。
1:45:47	ていうよっていう意識なのかどうかですかね、てっていうのもそのよう は、今回別に審査基準。
1:45:55	通りじゃない、系統分離対策をやってるわけですよ。目的は沿ってる と思うんですよ。目的は、
1:46:01	系統分離対策の目的が沿っていて具体的な対策が同等水準のってそ ういう言い方だと思うんですけど。だから、
1:46:07	何ていうんでしょうね審査基準の紐づけというよりかは、系統分離対策 を行う目的っていうところは審査基準に沿って紐づいていて、
1:46:16	その目的に沿えば今回系統分離対策っていう意味合いも明確している ので、絶対そういう何、何て言うんですかねストレートに紐づいていると いうよりかはちょっと書か目的っていうのが、まず紐づいていてそういう ことと使っているっていうことかなと。
1:46:31	読んでて聞こえましたけど、そういう意味合いです。
1:46:34	関西電力藤原です。先ほどおっしゃられた通りの認識でちょっと言葉面 がちよっと趣旨、
1:46:42	ご理解というか言いたいこととちよっとずれてるという読み方できると思 いますのでちょっと修正したいと思いますあくまでも、先ほどおっしゃら れた通り系統分離対策を行うことを、
1:46:52	するためというところが主眼ですので、それと、
1:46:56	それをするための期間というのは、
1:46:59	上記の期間であるというところがわかるというところの、修正したいと思 います。修正とか記載充実を考えたいと思います。以上です。
1:47:07	はい。規制庁西内です。会合でも私お伝えした通りですけど、私は別に 明確なのかなと思っていて、ただ問題は結局その関西電力がそういう 認識が違う認識で書いてるのであれば、
1:47:20	それは本気で適用できないですよって話だけだったので確認を審査 会合の場でさせていただいたものでしたと。
1:47:27	というふうに考えれば、今こうやって書いてもらっていただければ下部規定の 方で明確にちゃんと運用はしていただけるってそういうことなのかなと思 いましたので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:36	それはどう考えてるような部分わかりました等で、
1:47:41	1 個だけなんですけどあと、すいませんモードの 1 から 6 は適用対象っていう部分の確認なんですけど、
1:47:49	5 と 6。
1:47:51	とか 5 で低温停止状態になって 6 で燃料交換始めるみたいなモードですねボルトが 1 個外れてる状態になるので、
1:47:59	完全に燃料がオカの中から出ていったらもうどっかい。
1:48:05	理解ですけど、
1:48:07	言うなれば燃料交換中であつてもう燃料が中にある以上は、何らか、
1:48:17	カトウとかが入った場合にはしっかり低温停止状態は維持はしなきゃいけないわけですよ。低温停止にさせるっていう意味合いが多分必要な機能って多分違ってくると思うんですけど。
1:48:31	そういう意味で要は、
1:48:33	例えばモード 1 から高温停止低温停止まで持っていくために必要な機能と、言うなればモード 456 からその状態を維持するために必要な機能って多分イコールじゃないっていう理解をしていって、
1:48:46	そういう意味ではそのモードの中でも、使い分ける考え方とかはあるのかなと思いましたが、現状そういった考えはまずないっていう理解をしていいんですけどモード 1 から 6 はもう一律この適用しているっていうそういう理解でいいんですけど。
1:49:00	関西電力藤原です。その認識で問題ございません。
1:49:04	はい、わかりました。シンプルな管理としてあれですかね可能な限りその管理はシンプルにしましょうっていうことですかね。
1:49:11	わかります。
1:49:14	だからあくまで今、保安規定とか施行人とかあとは下部規定とかに書く内容であくまで使い分ける運用が変わるのはこのモードが 6 から外に変わったとき、あとはモード外から 6 になった時っていうそういうことですかね。
1:49:26	わかりました。
1:49:28	はい。衛藤私は特段追加確認はないですけど規制庁は追加で何か確認点ありますか。
1:49:34	よろしいですか。
1:49:37	はい。
1:49:38	今日説明項目としては以上ですかね。
1:49:44	はい。関西飲み込むさんの異常。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:47	ちょっと確認なんですけど、最小冒頭で、総量管理の話、気が、
1:49:57	ちょっとあれですね保安規定の方は、
1:50:01	具体的にどう管理するのっていう部分はもう少し補足説明資料と充実いた だいてイメージは、説明事実関係をちょっとまとめて欲しいんですけ ど。
1:50:13	ちょっと気になっていたのは送料管理って言った時に、
1:50:19	どういう単位で総量管理しようとしているのか。
1:50:24	ていうところだですか、
1:50:27	それこそ区画区域単位とか、ちょっと総量管理ってそういう意味合いと かはちょっと事実関係を明らかにしておいて別に今の段階じゃなくてい いなんですけど、資料上まず明確にしてもらえればと思いますと。
1:50:40	ちょっと保安規定はそういう意味であれですね、
1:50:43	少しその後任の設備対策に比べて実際の運用とかはちょっと今、情報 量がちょっと少ないのかなと思っているので、少しそこら辺は充実してお いていただければと思います考え方は十分理解できているつもりでは いますけど具体的な管理のところですね。
1:50:57	ていうところが一つと。
1:51:00	あと、基本設計方針は、今日示されてなくて冒頭の加来会長の中出小 森さんから、今まで議論を踏まえて適切に反映しますって話があったと 思うんですけど、会合でもあった通りですね。
1:51:12	衛藤。
1:51:14	実際には、
1:51:17	どういう検討されてるのかという等、
1:51:23	何て言うんですかね審査会合で一応今示してもらってますけど、
1:51:28	割とあそこからそのままっていうイメージでイワサ、持ち込み可燃物の 対象審査会合の中でも明確に確認をしたその部分だけを変えるイメ ージなのか、それとも明確化は苅谷さんの観点とかD層、例えば保安規 定の規定とかもそうですけどいろいろ今まだ、
1:51:43	変えるイメージでいるのか、っていうところだけなんですけどまず、
1:51:56	はい。関西電力吉田でございます。保安規定の記載につきましては、設 工認の基本設計方針に、主語を明確にした記載。
1:52:06	のみ、書くと、
1:52:08	そういう方針で今考えております。はい。
1:52:13	はい。
1:52:17	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:22	割と
1:52:24	審査会合で示した通りのまま、今補正をかけようと思っているのか、もしくは審査会合で話したときには1ヶ所だけ多分持ち込みの対象の話だったと思うんですね。そこだけ変えようとしてるのか。
1:52:35	またその他にもいろいろ読みやすさとかそういう観点で了解してるのか、もしくは、新しい話はもうないと思ってますけど土肥いいですかね。関西電力の棚橋です。
1:52:46	基本は審査会合で測ったものから大きく変えるつもりはなくてですね。
1:52:52	おっしゃったように、除外するところ、
1:52:56	の話ですね、あそこちょっと書きぶり。
1:52:58	をちょっと変えさせていただくのと、もしあの後、誤記とかですね、記載ぶりでわかりにくいところがあれば、修正させていただくので、
1:53:08	基本は変えるつもりございません。
1:53:14	はい、規制庁ニシウチですわかりました。
1:53:19	わかりました。
1:53:25	すいませんちょっと言い過ぎました
1:53:28	基本設計方針ではですね今6メーターの範囲ばかりにお話してたんですけども、それ以外のエリア
1:53:34	区画の中の6メーター以外のエリアについても、
1:53:37	ちょっと充実を図りたいと、対応方針について充実を図りたいと、それは
1:53:42	前回の前々回とかですね、基本設計方針がごさい審査会合の方でお話した内容のベースで、
1:53:49	充実させていただきたいと思ってます。
1:53:53	規制庁西内ですけど、ガイドはな、6メーターの外の話っておっしゃったのは、早期感知症早期消火ってそういう運用の話ってということですかね。
1:54:04	その通りです。いわゆる、
1:54:07	1感知自動消火設備っていう話ではなくてことですよ。違いますね。
1:54:11	わかりました。要は新しい話ではないっていうそういう理解でいいんですかね今。
1:54:18	これまでにご説明してきた内容を、の反映という意味でございませう。わかりましたのでまだ大前提ですけど、今までの間に回審査会合で議論してヒアリングでも事実確認確認させていただきましたけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:33	新しい話はもうなくて、基本今までやった内容を今反映してる作業中だ っていうステータスは変わらないっていうそういう理解でよかったですか ね。
1:54:42	その他、監査委員の話ですその理解で構い結構でございます。
1:54:47	はい。規制庁西内です。理解できましてありがとうございます。
1:54:51	はい。全体として規制庁側から何かありますか。よろしいですか。
1:54:58	はい。
1:54:59	関西電力側から全体通して何かありますか。
1:55:04	斎藤室長何かありますか。
1:55:08	すいません。一番今日の一番最初に確認させて、西内さんから確認さ せていただいた、
1:55:19	資料 1 の 80、何ページだっけ。
1:55:27	でも、
1:55:30	補足説明資料の 1-7 の小堀さんがご説明いただいた
1:55:38	下へ影響を及ぼす可能性が低い可燃物の扱いについてというところ で、
1:55:43	すいません 1 点だけちょっと確認させていただきたいんですけども、 熱量の話については、火災荷重としての熱量の話については、
1:55:57	先ほどの話の通りなんですけど、
1:56:02	1 点ですね、
1:56:05	保存に対する話っていうのを審査会合D、小森さんご説明いただいたと 思うんですけども、84 ページ以降の補足説明。
1:56:17	資料 1-7 で、徒歩の影響も限定されるっていう話については、ここでわ あ、ご説明はされないっていうことでよかったんですけど。すいませ ん。のために確認させてください。
1:56:32	関西電力盛ですすいませんちょっと炎の話、ちょっと書ききれてない部 分ありますんでここを充実させてください。はい。
1:56:44	すいませんよろしくお願いしますの話も、結局熱の話と同じように逆に熱 量が小さいんで、
1:56:55	炎がな、炎の影響を基本的にはせ、制限されますよっていう話で、それ で多分対価というと、対価というか火災そのものについての全体の影響 が小さいということを多分いえると。
1:57:10	思っていて実際には審査会合でそういうご説明されてたんで、すいませ んけどその部分説明を充実させていただければと思いますよろしくお願 いいたします私からは以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:21	関西電力小森です承知いたしました。
1:57:31	その趣旨でよろしかったでしょうか。
1:57:35	はい。私、家財対策室の齋藤です。基本的には火炎の高さについて記載していただきたいんですけどもできれば少しでもいいので、
1:57:45	火炎が横方向にもあまり影響しないということもですねあわせて書いといていただければと思います。審査会合ではそういうふうにご説明いただいてました。はい。関西電力、大森さん、よろしくお願いします。はい。
1:57:58	承知しました。
1:58:01	はい。規制庁西内です。
1:58:03	他に何かありますか。
1:58:07	よろしいですかね。
1:58:11	はい。麻生。あと、すみません、私 2 点だけ追加で確認したいんですけどすみませんソウダを説明
1:58:18	まず補足説明書の 1 能力の火災影響評価ですけど、
1:58:23	影響評価の方の話ですね。
1:58:25	補足説明の 1-6、68 ページ目以降ですけど、あれ、これはガイドに沿ってちゃんとやりましたってそういう理解でよかったんですけど。
1:58:36	この影響評価の部分については、
1:58:38	関西電力クマクラでございます。ガイドに従ってやったものになってございます。わかりました。
1:58:47	ガイドに沿ってっていう趣旨だけどこかに明確にしておいていただいてもいいですか内容はこれからまた事実確認引き続きさせていただきますけども趣旨だけちょっと明確に書いといていただければと思います要はなんかやり直したって言ったときに、
1:58:58	何か追加してやったのかどうかっていうその趣旨だけ明確にしておきたいってところですね。
1:59:04	あくまで手法的にはガイドの手法に沿ってしっかりやりましたっていうそういう言い方なのかなと理解をしましたけども、はい。
1:59:12	関西電力熊倉でございます。
1:59:15	ただいまのご指摘について、理解しましたので、そのように、適正化させていただきます。
1:59:21	はい。規制庁西内ですあとはですねちょっと今日の資料で積まれてない部分で前回の審査会合のときにも積んでもらっていて実際の適用する区域区画の図面の方なんですけど、
1:59:32	図面ではなくてちょっと表でちょっと確認したかったのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:36	ちょっとすみません確認した記憶もあるんですけど、これ、この火災区域区画一覧表にしてもらってるじゃないですか。これってあれでしたね発電所の中に存在するすべての火災区域区画、
1:59:48	に対して、他をまず表に載せているわけではなくて、
1:59:54	火災防護対象ケーブルがある区域区画を入れてるんですけどこの母数は何でしたっけっていう確認なんですけど。
2:00:05	はい。関西電力吉田でございます。母数は電線管に布設電線管等に敷設、火災防護対象ケーブル、
2:00:15	なる。
2:00:19	規制庁西内です。わかりましたで、
2:00:23	年洗缶等、
2:00:25	要はケーブルトレイ以外に敷設する火災防護対象ケーブル電線管等に接する火災防護対象ケーブルが存在する区域区画が暴走になっている。
2:00:38	で、その上で、
2:00:42	その上で、結局今回新しく追加する系統分離対策を実施するのか、もしくはろうポツで書いてもらってるところもありますよねその1時間耐火でしっかり、火災防護審査基準通りにやりますって言うところもありますけど、
2:00:57	それは最終、
2:01:00	検査の場で、最終的な方針としてはろうポツを目指していきますっていう方針は確か示されてたと思うので、できるところはもうできる限り最初からやります。
2:01:11	どうしてもちょっとやっぱ工事に時間かかるので早期改善の観点からっていうそういうところについてはを選択しますっていう結果がまさにこの表に表れているものっていうのが今現状の計画として現れているもの。
2:01:23	という理解でいいんですけど。
2:01:26	関西電力小森でございます。おっしゃる通りでして最終的にはといたしますかできるだけ労を目指すというのが当初の方針でございます。
2:01:36	ただ現時点で、どのような計画かというふうに申し上げますと、補足説明資料については、ろうとはの分類という状況でございます。
2:01:50	はい。規制庁西内ですわかりましたありがとうございます。
2:01:55	はい。
2:01:56	全体として改めてよろしいですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:00	はい。関西電力のWEB参加ぐみで何か発言あるところありますか。よろしいですか。
2:02:10	はい。
2:02:17	はい。それでは今日のヒアリングは今日はこれで終了にしたいと思います。次は資料充実いただいて、補正申請。
2:02:28	なのか、もしくは補正申請のまたヒアリングの鎌田の日程関係はご連絡いただければ調整しますので、また予定決まったらご連絡いただければと思います。
2:02:37	ということで今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。